

Annual Report

2024

北上信用金庫

まるみえ
見えしんきん

北上信用金庫の現況



「きたかみしんきんボールパーク」
北上市とネーミングライツスポンサー契約を締結



この街と生きていく。

北上信用金庫



信用金庫イメージキャラクター
信ちゃん鬼剣舞 Ver

プロフィール

◆ 事業区域・重点事業区域



信用金庫とは

信用金庫は、中小企業や地元の方々を会員とする協同組織形態の金融機関で、地域の中小企業の経営や住民の生活に役立つ金融商品や金融サービスの提供に努めています。

協同組織金融機関は、会員の相互扶助を基本理念とする非営利法人で、信用金庫は、融資については原則として会員に限定されていますが、その他の業務については、預金、為替、公共料金などの金銭収納、保険の窓販等、一般の銀行とほとんど変わらない金融機能を備え、会員はもとより、会員以外の方とも広く取引しています。

北上信用金庫の概要（2024年3月末現在）

- ◆ 名称北上信用金庫
(英文名称：The Kitakami Shinkin Bank)
- ◆ 創立 昭和23年9月3日
- ◆ 常勤役員数 90名（うち常勤役員7名）
- ◆ 店舗数 9店舗
- ◆ 総資産 107,733百万円
- ◆ 資金量 102,146百万円
- ◆ 常勤役員1人あたりの資金量 1,134百万円
- ◆ 出資金 330百万円
- ◆ 会員勘定 5,134百万円
- ◆ 自己資本比率 12.86%
- ◆ 会員数 10,857名



北上信用金庫本店

経営理念

地域金融機関として
 「中小企業の健全な発展」
 「住民生活の向上」
 「地域社会の繁栄」
 の実現に貢献する

それが為われわれは、
 相協力して経営をより堅実な発展性のあるものにしよう。

それが為われわれは、
 相協力して職場をより明るい、楽しい働きがいのあるものにしよう。

それが為われわれは、
 相協力して自分をより高い豊かな教養のあるものにしよう。

経営理念	1
ごあいさつ	2
経営方針	3
2023年度事業概況	4
北上信用金庫SDGs基本方針	5
地域密着型金融への取組み	7
当金庫のあゆみ	11
主な事業の内容／組織図	12
役員／職員／報酬体系について	13
総代会制度と総代の選任について	14
総代と通常総代会について	15
経営の状況	17
リスク管理債権の引当・保全状況	28
自己資本の充実の状況等について	29
リスク管理態勢について	36
コンプライアンス態勢について	37
店舗のご案内	40
キャッシュコーナーのご案内	41
各種手数料のご案内	43
ディスクロージャーの記載事項一覧	45
信用金庫業界の主な関連団体のご案内	46

北上信用金庫のマークのご紹介



北上信用金庫



北上信用金庫のマーク

北上信用金庫の略称「きたしん」からKSをモチーフにして個性的でシンプルなデザインを創作。ロゴとの組み合わせにも配慮しています。中央の曲線は北上川と和賀川を象徴する流動的な線を表現。色は安心感・やすらぎなどを感じさせるグリーンを基調に、赤のワンポイントでインパクトをもたせました。

当金庫の姿勢

当金庫は、昭和23年9月の創業以来、協同組織の金融機関として長年にわたり地域に根差し、「地域金融機関として『中小企業の健全な発展』、『住民生活の向上』、『地域社会の繁栄』の実現に貢献する」を経営理念に掲げ、相互扶助の精神を常に念頭におき、地域社会との共存共栄を図りながら、社会的使命とその役割を果たしてまいりました。

この姿勢は、今後も何ら変わることなく、地域の皆様から「愛され」、「信頼される」地域金融機関として、健全経営に徹するとともに、より一層の良質な金融商品とサービスの提供に努めてまいります。

ごあいさつ



理事長 木村 幸男

ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も北上信用金庫に対する皆様のご理解を深めていただくとともに、今後一層のご愛顧を願ってディスクロージャー誌「まる見えしんきん 2024」を作成いたしました。

当期は、新型コロナウイルス感染症が2023年5月に「5類感染症」に移行したことに伴い経済活動が活性化してまいりました。一方で、同感染症で影響を受けた企業に対する公的な支援制度が期限を迎えたこと等により、信用リスクが著しく顕在化いたしました。

また、2001年より実施されてきた日本銀行の金融緩和政策が、長短金利操作の修正によって大きな転換を迎えた1年でありました。そのような中、当金庫は中期3か年経営計画「支援力強化!! ～地域経済の力強い回復を目指して～」の最終年度として、「1. 地域・お客様の課題解決～取り組むべき最重要課題～」 「2. 持続可能な経営基盤の強化～対応すべき課題の方向性～」の2つを経営重点方針として掲げ、一層の地域貢献を果たすべく、取引先・会員への安定した資金供給や利便性の向上に向けて積極的に取り組んでまいりました。2023年4月より、お客様支援のチャネル強化を目的として、ブロック制並びに渉外センターを導入、2023年10月からは融資業務も集約し融資渉外センターとして発展させ、取引先の課題解決に向けた相談・支援機能を強化いたしました。

一方、SDGs への取組みを重点課題の一つと位置づけ、信金中央金庫と連携した「こどものみらい古本募金」を水沢信用金庫とも協調し対応いたしました。また、取引額に応じて寄付を行う預金や保険の商品を導入し、北上市や西和賀町の社会福祉協議会へ寄付をいたしました。

2024年度は、お取引いただいている中小企業者や個人のお客様の資金ニーズに対しさらに迅速な対応を図るため、これまでの営業店体制を発展させ営業部制を導入しました。「Challenge to Change『革新への挑戦』～選ばれる金庫になるために～」のスローガンのもと、職員が一丸となり、円滑な金融仲介機能の発揮とコンサルティング機能の強化を通じて中小企業の育成に取組み、お客様本位の良質な金融サービスを提供し、地域貢献の取組みを継続し地域社会の繁栄に貢献してまいり所存です。今後とも、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

2024年7月

中期経営計画

Challenge to Change

「革新への挑戦」
～選ばれる金庫になるために～

(2024年度～2026年度)

◆計画理念

当金庫経営理念に基づき、地域・お客様との信頼関係を築き、地域・お客様が抱える課題解決に尽力し、地域社会全体の発展とお客様の幸せ作りに貢献するため、当金庫は、革新に挑戦します。

◆基本方針

中期3か年経営計画に基づき、「顧客に選ばれる、地域に選ばれる、職員に選ばれる信用金庫」となるために当金庫は、革新に挑戦します。

◆重点戦略

中期3か年経営計画の初年度である本年度は「Challenge to Change 革新への挑戦 Change 1」として、【人財育成】【収益確保】【顧客満足】を重点戦略と定め、3か年における最初の革新を行います。

2023年度事業概況

2023年度事業概況

2023年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症が2023年5月に「5類感染症」に移行したことに伴い経済活動が活性化してまいりました。一方で、同感染症で影響を受けた企業に対する公的な支援制度が期限を迎えたこと等により、信用リスクが著しく顕在化いたしました。また、2001年より実施されてきた日本銀行の金融緩和政策が、長短金利操作の修正によって大きな転換を迎えた1年でありました。

そのような中、当金庫は中期3か年経営計画「支援力強化!! ～地域経済の力強い回復を目指して～」の最終年度として、「1. 地域・お客様の課題解決～取り組むべき最重要課題～」 「2. 持続可能な経営基盤の強化～対応すべき課題の方向性～」の2つを経営重点方針として掲げ、一層の地域貢献を果たすべく、取引先・会員への安定した資金供給や利便性の向上に向けて積極的に取り組んでまいりました。2023年4月より、お客様支援のチャネル強化を目的として、ブロック制並びに渉外センターを導入、2023年10月からは融資業務も集約し融資渉外センターとして発展させ、取引先の課題解決に向けた相談・支援機能を強化いたしました。

2023年度事業概況

◆預金積金

地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、お客様の目的に応じた預金商品の開発とサービスの一層の充実を図っております。

預金積金残高は、前期比360百万円減少の102,146百万円となりました。

預金積金残高のうち個人預金が70.8%を占めております。

◆貸出金

地元のお客様よりお預け入れいただいた大切なご預金は、地元で事業を営む事業者や個人のお客様にご融資することで、地域社会に還元しております。

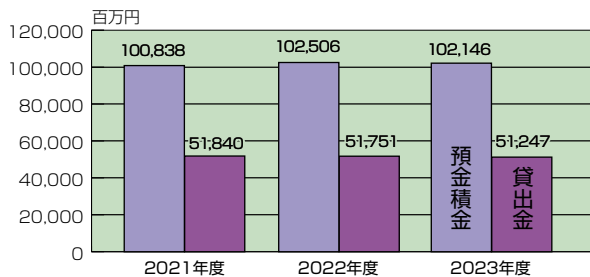
貸出金残高は、前期比504百万円減少の51,247百万円となりました。

貸出金残高のうち、事業を営む事業者は77.3%、個人の方は22.7%を占めております。

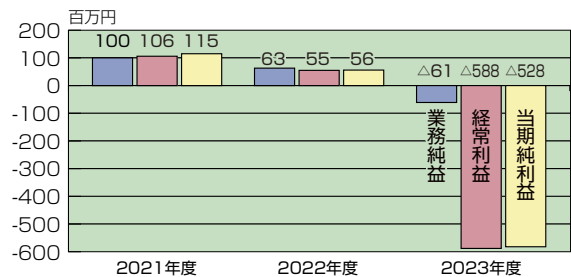
◆収益性

収益の状況につきましては、経常利益は▲588百万円、当期純利益は▲528百万円となりました。本業の利益を示す業務純益は▲61百万円となりました。

◆預金積金及び貸出金残高の推移



◆収益性 業務純益／経常利益／当期純利益



■最近5年間の主要な経営指標の推移

	第72期 2019年度	第73期 2020年度	第74期 2021年度	第75期 2022年度	第76期 2023年度
経常収益	1,364,418千円	1,380,318千円	1,338,835千円	1,385,607千円	1,376,937千円
経常利益 (又は経常損失(△))	△626,197千円	165,749千円	106,004千円	55,472千円	△588,050千円
当期純利益 (又は当期純損失(△))	△657,510千円	147,501千円	115,571千円	56,801千円	△528,588千円
出資総額	349百万円	353百万円	354百万円	337百万円	330百万円
出資総口数	699,182口	707,205口	709,858口	675,293口	660,121口
純資産額	5,693百万円	5,737百万円	5,599百万円	4,980百万円	4,536百万円
総資産額	99,133百万円	105,833百万円	107,751百万円	108,454百万円	107,625百万円
預金積金残高	92,110百万円	98,777百万円	100,838百万円	102,506百万円	102,146百万円
貸出金残高	46,186百万円	52,189百万円	51,840百万円	51,751百万円	51,247百万円
有価証券残高	20,289百万円	25,551百万円	28,216百万円	29,087百万円	27,274百万円
単体自己資本比率	14.81%	13.73%	13.91%	13.63%	12.86%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	6,932,191円 (10円)	7,015,836円 (10円)	7,042,587円 (10円)	6,703,632円 (10円)	6,513,507円 (10円)
役員数	12人	12人	12人	13人	13人
うち常勤役員数	6人	6人	6人	7人	7人
職員数	91人	93人	84人	82人	83人
会員数	11,950人	11,934人	11,977人	11,032人	10,857人

(注) 残高計数は期末現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。また、総資産額から貸倒引当金を控除して表示しております。

(注) 2013年度以降の自己資本比率は新自己資本比率規制(パーゼルⅢ)に対応した値です。

北上信用金庫SDGs 基本方針

北上信用金庫は、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念に賛同し、地域金融機関としての経営理念に基づき、「経済」「社会」「環境」の各分野において地域の特性を活かした取組みを進め、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs「持続可能な開発目標

(Sustainable Development Goals)

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。「誰も置き去りにしない」という基本理念の元、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが定められています。この目標達成に向けて、政府だけでなく、自治体や企業、諸団体、個人一人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することが求められています。

主な取組み事例

地域経済の活性化

お客様の課題解決支援やお客様本位の商品・サービス提供を
実践し、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

■課題解決型金融の実践

- ・各種補助金の申請支援
- ・経営者セミナーの開催
- ・きたしん次世代経営塾の開催
- ・若手リーダー強化セミナーの開催
- ・創業セミナーの開催支援
- ・よろず支援拠点出張相談会
- ・岩手日報・47CLUBとの地域産業振興に関する連携協定
- ・ビジネスマッチへの出展支援
- ・きたしん「ツ・ナ・グ」(ビジネスマッチングサービス)
- ・事業者応援プロジェクト支援

■自治体等との連携

- ・地域経済活性化に向けた包括連携協定(北上市、西和賀町、金ヶ崎町)
- ・地域経済の発展を目的に(株)東北銀行との包括業務連携に関する協定
- ・養蚕イノベーション創出プロジェクト「モスラ復活大作戦」
- ・西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・日高見の国地域振興ファンド設立(北上市、西和賀町)
- ・株式会社アベヤスとの業務協力協定



◆株式会社アベヤスとの業務協力協定



◆事業者応援プロジェクト

北上信用金庫SDGs 基本方針

地域社会への貢献

地域の一員として積極的に地域貢献活動に取り組み、豊かな地域社会の実現を目指してまいります。

■金融サービスを通じた取組み

- ・きたしんカスタマーセンター
- ・保険販売を通じた共同寄付(フコクしんらい生命保険㈱)
- ・年金相談会の開催
- ・「遺言の日」無料相談会の開催

■地域の安心・安全に向けた取組み

- ・特殊詐欺被害防止活動の実施
- ・「北上市高齢者見守りネットワーク事業」への参加
- ・認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成
- ・交通安全街頭指導
- ・日本赤十字社岩手県支部北上市地区有功会への加入
- ・ペットボトルキャップの回収(ワクチン寄贈団体へ寄付)

■地域貢献活動

- ・少年スポーツ大会等の開催・協賛
(サッカー大会、野球大会、ソフトテニス大会等)
- ・しんきんマナースクールの開催
- ・「鬼っジョブ～北上おしごとパーク～」への参加
- ・よいこのお絵かき大会
- ・文化講演会の開催
- ・西和賀町とのネーミングライツ・パートナー契約
- ・北上市とのネーミングライツ・パートナー契約
- ・ランフェス北上、錦秋湖マラソン等 ボランティア活動
- ・こどものみらい古本募金への参加

地域環境の保全

役職員全員が環境に配慮した活動や商品・サービスの提供を行うことにより地域環境の保全に取り組んでまいります。

■金融サービスを通じた取組み

- ・通帳レス口座の推進
- ・環境に配慮したローンの取扱い及び金利優遇
(エコカー、環境配慮型住宅等への対応)

■環境に配慮した事業活動

- ・電気・排気ガス・紙使用量削減の取組み
- ・ペーパーレス化への取組み
- ・当金庫廃棄物の再資源化
- ・レジ袋(ビニール袋)の廃止
- ・エコバックの配付
- ・カレンダー包装紙として古紙を利用
- ・クールビズ・ウォームビズの実施
- ・地域の美化・清掃活動等の実施



◆こどものみらい古本募金



◆みちのく芸能まつりへの参加



◆展勝地公園美化活動(信用金庫の日)

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ～地域密着型金融への取組み～

① 取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮

創業・新事業支援

◆「日高見の国地域振興ファンド」による事業者支援及び創業支援

地域内の創業促進及び創業間もない企業の成長を支援し、起業・新規事業の創出促進を図ることを目的に、FVC Tohoku(株)と連携し、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき、当金庫が組員となってファンドを設立、現在5先に対して投資をしており継続的な支援態勢を構築しております。また、2023年度も「創業塾支援」を北上市等と共催し、創業後も成長ステージへの展開および持続的発展の可能性を高めることを目的とし、2期25名の受講者の支援を行いました。

経営改善支援・事業承継等経営相談支援

◆事業承継支援

「岩手県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し、「事業承継診断」を「事業承継診断シート」を用いて実施しました。後継者候補の有無や事業承継の準備状況や課題を把握し、同センターと協力し、事業承継に向けた助言を行いました。また、事業承継・M&A支援態勢強化のため、小規模・中小企業向けM&Aプラットフォームを運営、実績のある(株)バトンズと業務提携を行い、2023年12月に職員向けに研修を実施し、事業承継の様々な課題に対してソリューション提供を行う態勢整備を行いました。

◆業務提携

2023年5月に、東証プライム上場の情報通信コンサルティング大手(株)フォーバル傘下の(株)アベヤスと業務提携を行い、事業者のDX化の支援、GX対応への支援、生産性向上支援、財務内容改善支援の他、当金庫の役職員のDX、GXに関する知識習得・向上を図る態勢を整備いたしました。販路拡大支援の取組として、広告・印刷事業者の(株)フジサキと2023年9月に業務提携を行い、当金庫本支店ロビーに設置したモニターに取引先事業者の動画広告を放映し、販路の拡大や商品PRを支援しております。

◆事業者支援

昨年度末に運用開始し課題解決に特化した、きたしん『ツ・ナ・グ』（ビジネスマッチングサービス）に、2023年度は27件の登録（相談）があり、2件が課題解決となった実績があり、今後も取引先の課題解決ツールとして、充実を図ってまいります。

販路拡大支援

◆ビジネスマッチへの出展支援

2023年11月開催の「ビジネスマッチ東北2023秋」では、出展企業にサポート職員を配置し、成約率向上と販路拡大に向けて支援を行いました。また、都内で10月開催の「第12回さわやか信用金庫物産展」、11月開催の「2023“よい仕事おこし”フェア」への出展者へのサポート職員を配置し、周知活動や販路拡大支援を行いました。

◆新型コロナウイルスの影響を受けた事業者支援

昨年度に引き続き、9月から10月まで当金庫本支店の駐車場を活用した事業者支援「事業者応援プロジェクト」を実施しました。20先の実業家が日替わりで出店し、自社商品のPR、販路拡大を支援いたしました。また、今年度からは、(株)東北銀行も当プロジェクトに参加、(株)東北銀行北上営業部の駐車場に7事業者が出店し、規模を拡大して開催することができました。今後も、売上低迷している事業者の販路拡大、周知活動を支援するため継続した実施を検討しております。

◆「とうぎん・もりしん・きたしん・L i v i Tマルシェ」

2023年3月に(株)東北銀行と「包括業務提携に関する協定」を締結したことをきっかけに、これまで(株)東北銀行、盛岡信用金庫、JR東日本東北総合サービス(株)の3社で共同主催していたJR盛岡駅でのマルシェに、今回から当金庫も主催者として参加しました。当金庫からは2先の事業者が参加し、盛岡エリアでの販路拡大、観光客へのPRを支援しました。

◆「ユキノチカラ」ポップアップストア出店

朝日信用金庫において、上野の空き店舗をリノベーションし、地方自治体や事業者に期間限定で貸し出す地域支援プロジェクトを立ち上げ、信金中央金庫による地域商社「しんきん地域創生ネットワーク株式会社」が仲介に入り、当金庫と両者が「西和賀町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも参画している西和賀町と連携し、特産物等の販売、観光PR、移住相談会等実施について、2024年2月から3月の期間限定で東京・上野でのポップアップストアの出店が実現しました。全国の信用金庫ネットワークを活かした初の連携支援プロジェクトですが、本プロジェクトにおいて西和賀町が初の出店自治体となり、全国へ町や地域ブランド「ユキノチカラ」の魅力の発信を支援しました。また、サポート職員を派遣し、出店支援を行いました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ～地域密着型金融への取組み～

② 地域の面的再生への積極的な参画

持続可能なまちづくりの実現に向けた人材育成事業への参画、地域社会への金融知識の普及

◆展勝地公園桜守事業への参加

2023年6月、10月に北上市による「展勝地公園桜守事業」に当金庫職員が参加し、講習会の受講や桜並木、公園内の桜の軽剪定を行いました。2022年2月に信金中央金庫の創立70周年事業として企業版ふるさと納税を活用し「展勝地桜並木長寿命化事業」へ寄附をしており、今後も継続して展勝地の桜の維持管理に関わります。



◆「鬼っジョブ～北上おしごとパーク～2023」

地域社会への金融知識普及の取組として、小学校高学年を対象としたお仕事体験イベント「鬼っジョブ～北上おしごとパーク～2023」に当金庫も金融機関部門で参加しました。信用金庫の役割と仕事の説明、お札の数え方、お金の重さ体験、信用金庫クイズなどを行い、約50名の生徒が体験しました。



◆SDG s 定期預金キャンペーン及びフコクしんらい生命株式会社とのSDG s にかかる共同寄付について

持続可能な開発目標の達成に向けた取組みの強化、信用金庫が所在する地域社会への貢献を目的として、定期預金契約及び保険販売を通じた共同寄附の取り組みを開始しました。

③ 地域やお客様に対する積極的な情報発信

○当金庫ホームページ・ディスクロージャー誌・インスタグラムにおいて様々な情報発信を行っております。

◆ 2023 年度経営改善支援への取組み状況

当金庫は、中期3か年経営計画において、金庫の一番の強みである地域とのつながりを活かしながら、お客様や地域の成長・発展に資する取組みを推進していくことにより、金庫の存在感・企業価値を高めて、地域社会において必要とされる金融機関であり続けることを目指すことを理念として掲げ、様々な取組みを行っております。

地域のお取引先様の経営改善支援につきましては、本部総合支援部と営業店の店長及び融資担当役席者で組織した中小企業相談支援チームが主体となり、支援先企業の経営改善の強化に取組みました。2023年度は、支援先企業15先、うち5先を強化支援先に指定し、営業店と連携を図り支援に取組みました。また、外部機関も利用して経営改善に取組んでおります。(よろず支援拠点※1相談会12回開催(延べ38先))

■ 2023 年度地域密着型金融の取組み実績

(単位：先)

期初 債務者数 A	うち経営改善 支援取組み先数 B		うち再生計画 策定先数 D	経営改善支援 取組み率 B/A	ランクアップ率 C/B	再生計画策定率 D/B
	うちランクアップ 先数 C					
1,128	15	0	15	1.3%	0.0%	100.0%

(単位：先)

創業・新事業支援融資先数	20	日高見の国地域振興 ファンド支援先数	5	よろず支援拠点活用	38	事業承継支援先数	4
--------------	----	-----------------------	---	-----------	----	----------	---

※1 よろず支援拠点～中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」に基づき整備するもので、「中小企業・小規模事業者のための経営相談所」として、売上拡大、経営改善など経営上のあらゆる悩みの相談に対応しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ～中小企業者等金融円滑化への取組み～

地域金融円滑化のための基本方針

北上信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

① 態勢整備を図るため理事会等において決議した事項

- ・ 本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程等の策定
- ・ 本部に金融円滑化管理責任者、営業店に金融円滑化管理担当者及び相談窓口担当者等の配置

② お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

- ・ 中小企業相談支援チームを配置し、信用保証協会や中小企業活性化協議会等との連携により支援に取り組んでおります。

③ お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修等

- ・ 毎年度、本部・営業店の融資担当職員を「目利き力養成研修」、「企業再生支援実践講座」などの外部研修に派遣し目利き能力の向上に努めております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4. お客様からの貸付条件の変更等に関するご相談に対応するため、次の相談窓口を設置しておりますので、ご利用ください。

受付時間	午前9時から午後3時（月～金）。なお、電話でのご相談は午後5時まで受付いたします。
営業店	本店 藤根支店 西和賀支店 常盤台支店 大堤支店 北上駅前支店（本店へお問い合わせください） 柳原支店 むらさきの支店 東支店

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ～中小企業者等金融円滑化への取組み～

■貸付の条件の変更等の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[中小企業のお客様向けの貸付け債権]

(単位：件)

	2023年度
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	646
うち、実行に係る貸付債権の数	625
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2
うち、審査中の貸付債権の数	6
うち、取下げに係る貸付債権の数	13

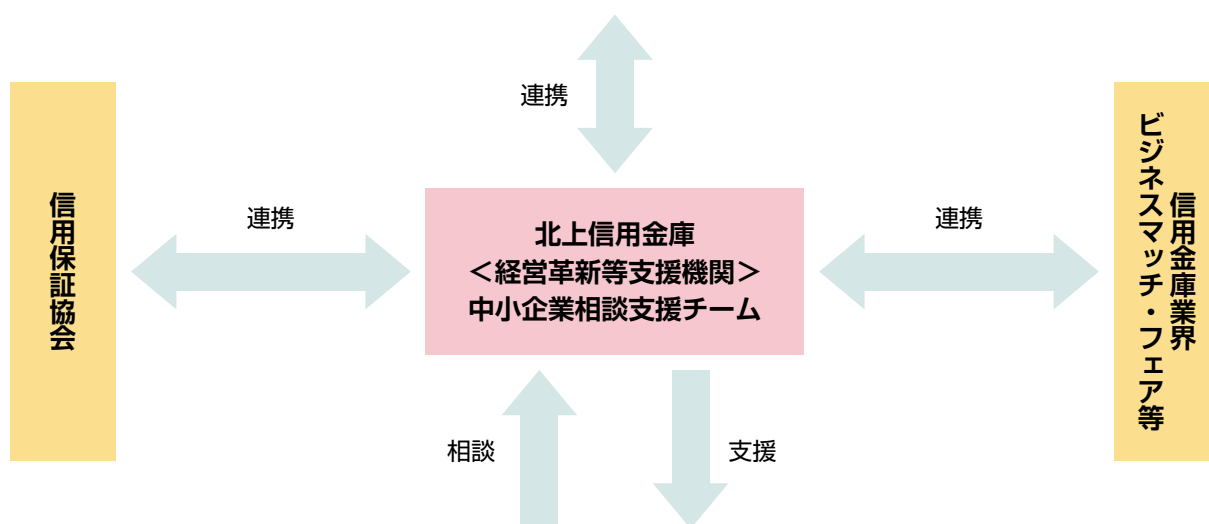
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[住宅資金お借入のお客様向け貸付債権]

(単位：件)

	2023年度
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	17
うち、実行に係る貸付債権の数	14
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0
うち、審査中の貸付債権の数	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	3

■金融円滑化に関する当金庫の支援体制

岩手県中小企業活性化協議会、岩手県産業復興相談センター、認定支援機関、日本政策金融公庫等



中小企業者、小規模事業者、個人事業主（起業・創業、事業拡大、経営改善、事業再生、事業承継、廃業等）

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2023年度
新規に無担保で融資した件数	270件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	48.74%
保証契約を解除した件数	13件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

当金庫のあゆみ ～黒澤尻信用組合設立から75年～

◆昭和のあゆみ

昭和23年	9月	市街地信用組合法による黒澤尻信用組合設立
25年	4月	中小企業等協同組合法による組合に改組
27年	6月	信用金庫法による黒澤尻信用金庫に改組
29年	8月	北上市制施行により北上信用金庫と改称
31年	4月	藤根出張所開設(昭和36年6月支店昇格)
33年	12月	湯田町、沢内村を事業区域に拡張
37年	6月	西和賀支店開設
39年	3月	岩手県収納代理金融機関の指定を受ける
	4月	北上市指定代理金融機関の事務取扱開始
43年	2月	北上手形交換所設立、同交換所に加盟
45年	7月	花巻市、水沢市、江刺市、胆沢郡金ヶ崎町、和賀郡東和町を事業区域に拡張
	9月	本店を現在地に新築移転
46年	4月	全国の銀行等と為替取引業務開始
49年	9月	常盤台支店開設
51年	10月	全しんきんシステムオンラインを替開始
52年	2月	藤根支店を現在地に新築移転
	6月	大堤支店開設
53年	4月	藤根支店が江釣子村の指定代理金融機関に、また和賀町の収納代理金融機関の指定を受ける
53年	6月	北上駅前支店開設
54年	3月	沢内村と収納代理金融機関の契約締結
	4月	両替商業の取扱開始
56年	9月	柳原支店開設
57年	2月	西和賀支店が湯田町指定金融機関の指定を受ける
	12月	北上駅前支店が現在地に新築移転
59年	12月	証券業務(国債の募集・保護預り業務)取扱開始
	12月	むらさきの支店開設
61年	7月	西和賀支店を現在地に新築移転
62年	12月	本店が日本銀行仙台支店と当座預金取引開始
63年	11月	本店が日本銀行蔵入代理店の承認を受ける

◆平成のあゆみ

平成元年	7月	藤根支店、西和賀支店が日本銀行蔵入代理店の承認を受ける
2年	7月	常盤台支店、北上駅前支店が日本銀行蔵入代理店の承認を受ける
3年	7月	大堤支店、むらさきの支店が日本銀行蔵入代理店の承認を受ける
4年	7月	柳原支店が日本銀行蔵入代理店の承認を受ける
5年	6月	定期預金金利完全自由化
	7月	東支店を開設
8年	4月	東日本建設業保証(株)業務代理の取扱開始
	7月	岩手県内に本店を置く金融機関としてはじめて、インターネット上にホームページを開設
	9月	常盤台支店を現在地に新築移転
	8月	サンクス北上藤根店出張所(ATM機)開設
11年	3月	郵便貯金カードへの現金自動機開放を提携
12年	3月	さくら野北上店出張所(ATM機)開設
	12月	しんきんATMゼロネットサービス取扱開始
13年	3月	本店でスポーツ振興くじ(toto)の当選金払戻し業務開始
	11月	北上駅前出張所(ATM機)開設
14年	1月	県内ではじめて正月三が日のATM稼働を実施
	10月	生保窓販業務取扱開始
15年	6月	個人向け国債等の募集取扱開始
	10月	岩手県内に本店を置く金融機関としてはじめて法人向けインターネットバンキングサービス開始
	6月	国民生活金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結
	7月	中小企業金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結

12月	農林漁業金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結
12月	決済用普通預金の取扱開始
17年	11月 北上金属工業協同組合出張所(ATM機)開設
18年	1月 4業態ATM相互入金業務取扱開始
	11月 アメリカンワールド共同出張所(ATM機)開設
19年	1月 セブン銀行とのATM提携を開始
	3月 沢内共同出張所(ATM機)開設
	7月 スーパーオセン北上店共同出張所(ATM機)開設
20年	2月 西和賀町指定金融機関の指定を受ける
	6月 イオン銀行とのATM提携を開始
21年	4月 岩手県立中部病院共同出張所(ATM機)開設
	7月 しんきん携帯電子マネーチャージサービス取扱開始
24年	5月 ICキャッシュカード取扱い開始
	5月 ジョイス北上鬼柳店共同出張所(ATM機)開設
24年	8月 JR東日本の駅のATMコーナー「VIEW ALTTE」(ビューアルッテ)における当金庫のキャッシュカード取扱開始
24年	12月 M&A仲介業務の取扱開始
25年	2月 中小企業の新たな事業活動の推進に関する法律に基づき、経営革新等支援機関として認定を受ける
	2月 しんきん電子記録債権サービス取扱開始
26年	9月 北上市と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
	11月 西和賀町と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
28年	11月 金ヶ崎町と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
29年	5月 日本政策金融公庫農林水産事業の本部と県内信用金庫では初めて「CDSに関する基本契約」を締結
	6月 「信用金庫社会貢献賞」地域活性化しんきん運動・優秀賞受賞
	10月 個人向け信託業務代理業の取扱開始
31年	2月 日高見の国地域振興ファンドの設立
	2月 岩手日報・47CLUBとの地域産業振興に関する連携協定調印

◆令和のあゆみ

令和元年	9月	通帳レスサービス「きたしんすまーと通帳」の取扱開始
2年	4月	出資証券の電子化による証券不発行を開始
	5月	柳原支店を現在地に新築移転
		きたしんローンプラザを柳原支店に開設(毎週日曜日開催)
	6月	県内6信用金庫による「SDG s 共同宣言」
	12月	岩手県信用金庫協会と岩手県行政書士会との「包括的連携に関する協定書」を締結
3年	4月	WEB完結ローン取扱開始
4年	2月	ビジネスマッチングサービス「きたしん「ツ・ナ・グ」」取扱開始
5年	3月	株式会社東北銀行と「包括業務連携に関する協定」を締結
	7月	株式会社アベヤスとの協力基本協定締結



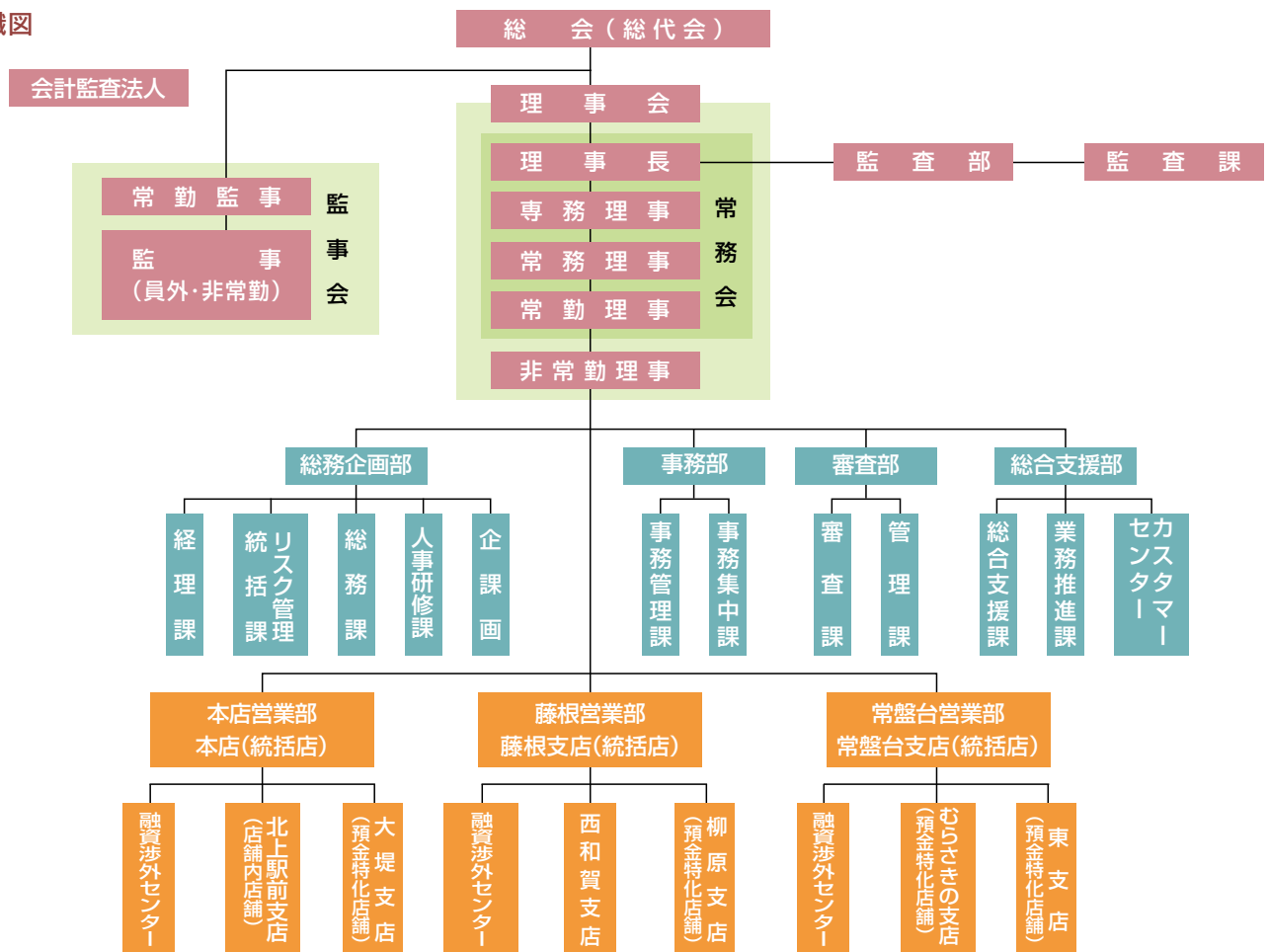
黒澤尻大字町分所所在当時の北上信用金庫本店
(昭和28年5月16日～昭和45年8月31日)

当金庫の概要 ～北上信用金庫の事業と組織のあらまし～

主な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
 2. 資金の貸付け及び手形の割引
 3. 為替取引
 4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構
 - ・株式会社日本政策金融公庫
 - ・独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - ・日本酒造組合中央会
 - ・一般社団法人しんきん保証基金
 - ・一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
 - ・一般財団法人建設業振興基金
 - ・一般社団法人全国石油協会
 - ・日本銀行
 - ・独立行政法人福祉医療機構
 - ・年金積立金管理運用独立行政法人
 - ・東日本建設業保証株式会社
 - ・独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 次に掲げる信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (2) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (3) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (5) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

組織図



当金庫の概要 ～北上信用金庫の事業と組織のあらまし～

役員

◎理事長 (代表理事)	木村 幸男
◎専務理事 (代表理事)	阿部 克紀
◎常務理事 (代表理事・総務企画部長)	藤原 康史
◎常勤理事 (事務部長)	青木 崇
◎常勤理事 (本店営業部長)	高橋 祐樹
◎常勤理事 (審査部長)	佐藤 実
◎理事	高橋 智
◎理事	佐藤 直也
◎理事	八重樫徹子
◎理事	高橋 克史
◎常勤監事	佐藤 義伸
◎監事	高屋敷克廣
◎監事	今野 好孝



(2024年6月末現在)

※理事 高橋智、佐藤直也、八重樫徹子、高橋克史は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※監事 高屋敷克廣、今野好孝は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

職員

	第72期 2019年度	第73期 2020年度	第74期 2021年度	第75期 2022年度	第76期 2023年度
職員数	85名	99名	84名	82名	83名
うち男子	56名	59名	50名	51名	50名
うち女子	30名	40名	34名	31名	33名
平均年齢	36歳10ヵ月	37歳7ヵ月	37歳11ヵ月	37歳9ヵ月	37歳4ヵ月
うち男子	38歳4ヵ月	37歳8ヵ月	39歳4ヵ月	39歳1ヵ月	38歳7ヵ月
うち女子	34歳0ヵ月	28歳7ヵ月	33歳6ヵ月	32歳11ヵ月	32歳10ヵ月
平均勤続年数	15年4ヵ月	15年0ヵ月	17年2ヵ月	16年9ヵ月	16年3ヵ月
平均給与月額	266千円	267千円	269千円	272千円	263千円

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法等を規程で定めております。

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	92

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」70百万円、「賞与」8百万円、「退職慰労金」は14百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた賞与引当金の合計額です

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

子会社等

該当ございません。

総代会機能をご理解いただくために ～総代会制度と総代の選任について～

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任及び総代選考委員の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、総代懇談会やお客アンケートなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代とその選任方法について

(1) 総代の任期・定年

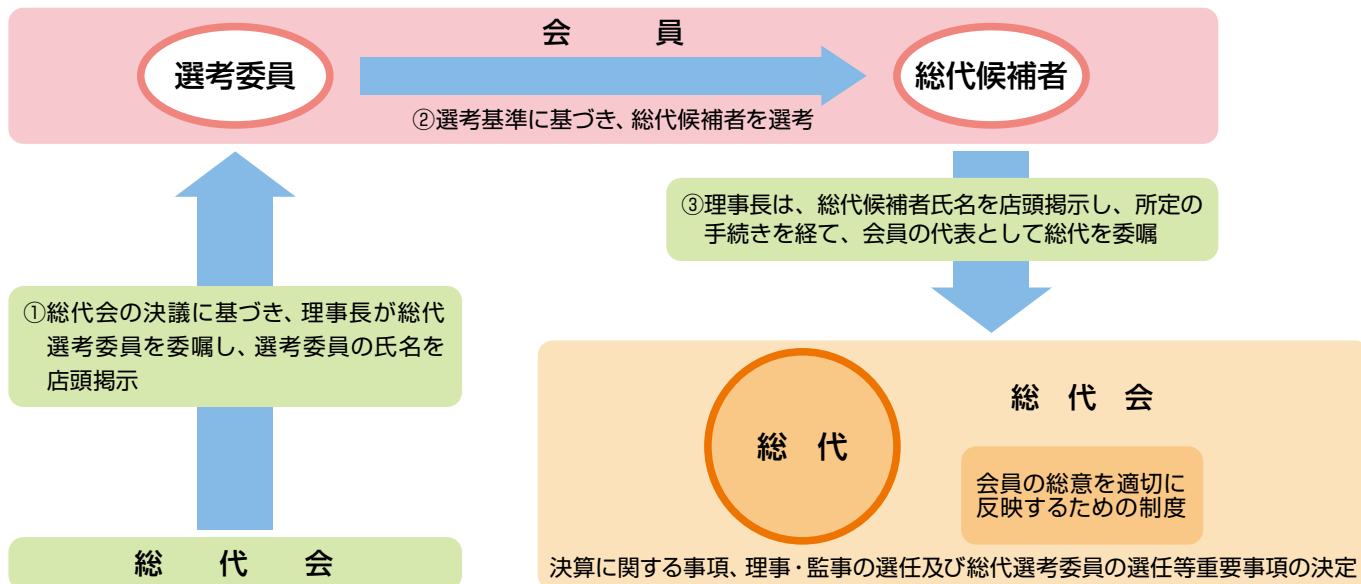
- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の重任は妨げません。
- ・総代の定年は満80歳です。但し、任期の途中で年齢が80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。
- ・総代の定数は70人で、会員数に応じて各選任区域毎に定められております。なお、2024年3月末現在の会員は10,857人で、2024年6月末現在の総代数は69人です。

(2) 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

◎総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



注 ▶ 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
・当金庫の会員であること
- ② 適格要件
・総代としてふさわしい見識を有している者
・良識をもって正しい判断ができる者
・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
・その他総代選考委員が適格と認めた者

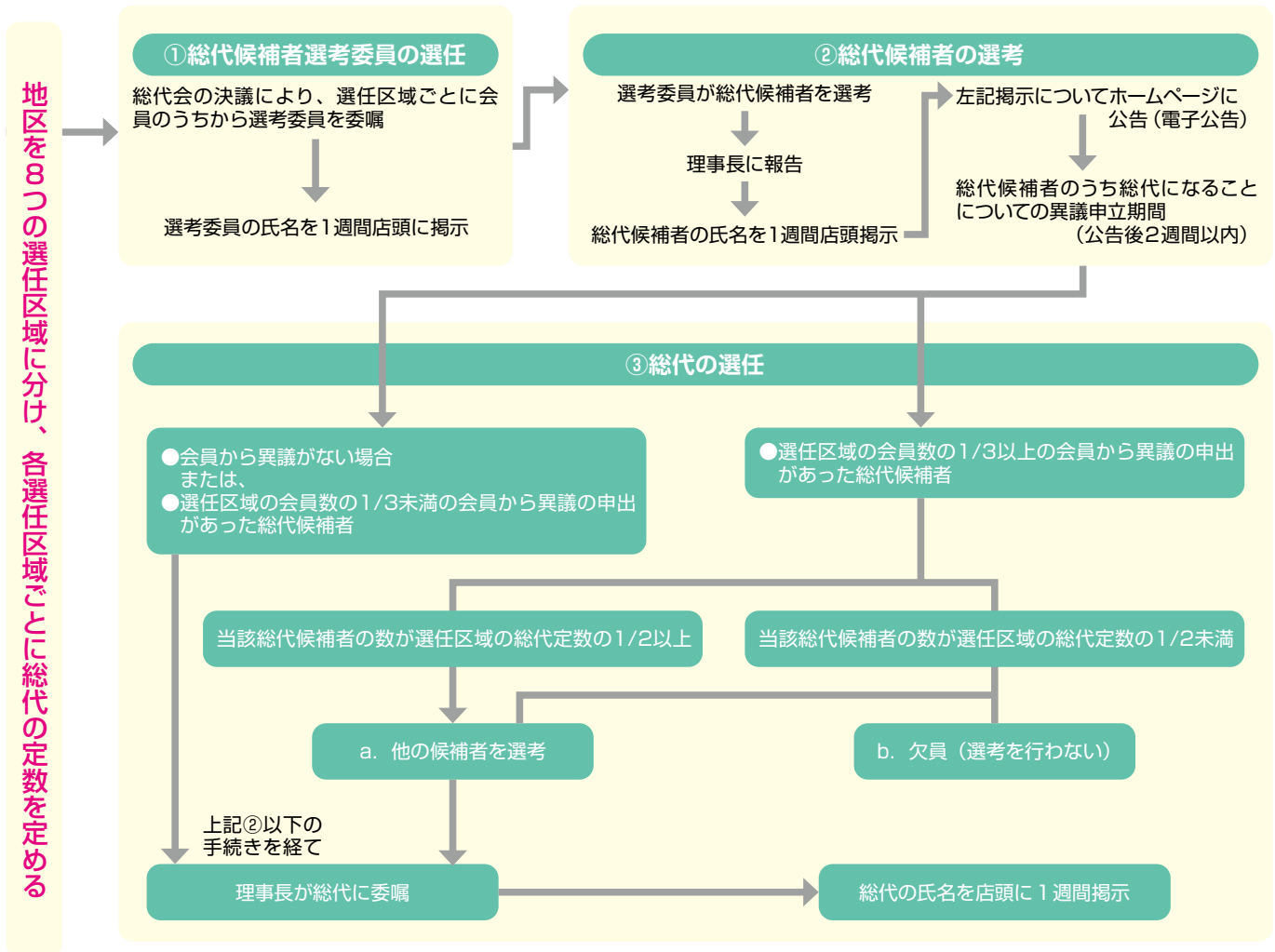
▶ 会員の資格

- ① 当金庫の地区内（北上市、花巻市（旧稗貫郡大迫町及び石鳥谷町を除く。）奥州市（旧胆沢郡前沢町、胆沢町及び衣川村を除く。）、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町に住所または居所を有する者
 - ② 当金庫の地区内に事業所を有する者
 - ③ 当金庫の地区内において勤労に従事する者
 - ④ 当金庫の地区内に事業所を有する者の役員及びこの金庫の役員
- ただし、①または②に該当する個人にあっては、常時使用する従業員の数が300人を超える事業者を除く。
また、①または②に該当する法人にあっては、常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、資本の額または出資の総額が9億円を超える事業者を除く。
なお、会員は出資1口（出資1口の金額500円）以上を有し、出資額は5,000円以上でなければならない。

総代と通常総代会について ～総代会の状況のご報告～

総代が選任されるまでの手続きについて

総代は3ステップを踏んで選任されます



第76回通常総代会(2024年6月26日開催)決議事項

第76回通常総代会において、次の事項について報告並びに付議いたしました。

報告事項

第76期(2023年度)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第76期(2023年度)剰余金処分案の承認を求める件

第2号議案 所在不明会員の除名に関する件

第3号議案 総代候補者選考委員の選任の件

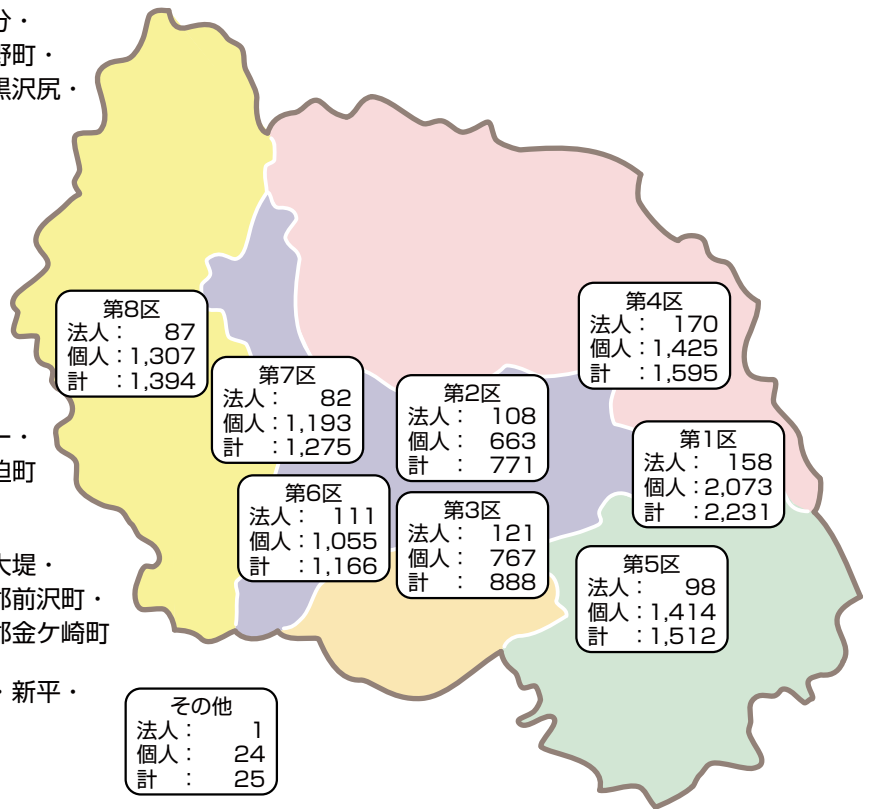
第4号議案 理事の任期満了に伴う選任の件

以上の議案について、原案通り承認されました。

総代と通常総代会について ~総代会の状況のご報告~

選任区域ごと会員数および総代数

- 第1区** 北上市常盤台・堤ヶ丘・藤沢・町分・しらゆり・さくら通り・川岸・中野町・上野町・孫屋敷・里分・小島崎・黒沢尻・立花・黒岩・湯沢・平沢・口内町
- 第2区** 北上市本通り・花園町・諏訪町・本石町・幸町・柳原町・有田町
- 第3区** 北上市青柳町・新穀町・芳町・大曲町・鍛冶町・九年橋・大通り・若宮町
- 第4区** 北上市飯豊・村崎野・成田・二子町・更木・臥牛・流通センター・北工業団地・花巻市(旧稗貫郡大迫町及び石鳥谷町を除く)
- 第5区** 北上市鬼柳町・上鬼柳・下鬼柳・大堤・相去町・稲瀬町・奥州市(旧胆沢郡前沢町・胆沢町及び衣川村を除く)・胆沢郡金ヶ崎町
- 第6区** 北上市上江釣子・下江釣子・滑田・新平・鳩岡崎・北鬼柳
- 第7区** 北上市和賀町
- 第8区** 和賀郡西和賀町



※2024年3月末現在

◆総代のご紹介

※氏名の後の数字は総代への就任回数です

選任区域	総代数等	氏名
第1区	14名 (定員14名)	阿部吉夫⑨、藤原澄夫⑦、佐々木信雄⑦、菊池隆⑥、鬼柳攻⑥、阿部大司⑤、小菅誠④、菅原浩一④、小松一男③、後藤功③、伊藤久哉③、谷村康弘③、菊池充①、浅井智則①
第2区	6名 (定員6名)	吉田建彦⑩、小原正至⑥、松村政和⑥、八重樫守民④、片方寛之①、伊藤桂樹①
第3区	5名 (定員6名)	片方秀也⑧、前田益生⑤、千田和秋③、小瀬川泰志②、石川博文②
第4区	10名 (定員10名)	中野幸男⑨、川邊三千年⑧、佐々木源悦⑧、八重樫守⑥、小森田正信④、高橋和男④、菊池徳男③、武埜玄平①、碓井浩太郎①、木戸口幸弘①
第5区	10名 (定員10名)	上神田竹夫⑦、小田島秀一⑥、千田孝幹⑥、千田富士夫⑥、照井勉④、八重樫チメ③、星一昭②、高橋哲文①、高橋義和①、佐藤寛①
第6区	7名 (定員7名)	村田守男⑥、伊藤晴友⑤、佐藤貞充③、伊藤英明③、菊池治夫②、鈴木信也②、高橋葉子①
第7区	8名 (定員8名)	高橋清光⑦、照井寛幸⑤、高橋伸夫⑤、及川寿之⑤、遠藤渡④、菊池進一③、高橋信行③、高橋和幸③
第8区	9名 (定員9名)	高橋卓也⑨、高橋勉⑨、鎌田綾子⑧、猿橋重一⑧、佐藤一久⑥、高鷹政明①、高橋健二①、小笠原東①、高橋浩幸①

任期(2022年5月15日~2025年5月14日)
定数70人(現在69人)

◆総代の属性別構成比

属性別	構成比	
職業別	会社役員	88.41%
	個人事業主	7.25%
	個人	4.35%
年代別	70代以上	53.62%
	60代	20.29%
	50代	21.74%
	40代	4.35%
業種別	建設業	34.78%
	卸売業、小売業	26.09%
	製造業	15.94%
	その他のサービス業	11.59%
	運輸業、郵便業	4.35%
	宿泊業	2.90%
	その他	4.35%

(2024年6月末現在)

経営資料編／経営の状況

貸借対照表

[資産の部]

(単位：百万円)

科 目	第75期 2023年3月31日	第76期 2024年3月31日
現金	1,743	2,124
預 け 金	22,803	24,351
買 入 金 銭 債 権	2,000	1,846
金 銭 の 信 託	200	200
商 品 有 価 証 券	-	-
有 価 証 券	29,087	27,274
国 債	2,669	3,159
地 方 債	5,353	5,170
社 債	14,486	13,390
株 式	11	12
そ の 他 の 証 券	6,565	5,541
貸 出 金	51,751	51,247
割 引 手 形	125	303
手 形 貸 付	1,330	1,883
証 書 貸 付	46,995	45,502
当 座 貸 越	3,300	3,557
そ の 他 資 産	651	874
未 決 済 為 替 貸	20	46
信 金 中 金 出 資 金	395	545
前 払 費 用	3	5
未 収 収 益	114	117
そ の 他 の 資 産	117	160
有 形 固 定 資 産	673	642
建 物	399	374
土 地	198	191
リ ー ス 資 産	-	-
建 設 仮 勘 定	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	74	76
無 形 固 定 資 産	20	21
ソ フ ト ウ ェ ア	15	15
の れ ん	-	-
リ ー ス 資 産	-	-
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	5	5
前 払 年 金 費 用	59	143
繰 延 税 金 資 産	108	175
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	-	-
債 務 保 証 見 返	120	107
貸 倒 引 当 金	△ 645	△ 1,277
(うち個別貸倒引当金)	△ 527	△ 1,021
資 産 の 部 合 計	108,575	107,733

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[負債及び純資産の部]

(単位：百万円)

科 目	第75期 2023年3月31日	第76期 2024年3月31日
預 金 積 金	102,506	102,146
当 座 預 金	299	388
普 通 預 金	55,397	58,040
貯 蓄 預 金	597	574
通 知 預 金	109	117
定 期 預 金	40,494	38,525
定 期 積 金	5,065	4,073
そ の 他 の 預 金	541	427
譲 渡 性 預 金	-	-
借 用 金	700	700
借 入 金	700	700
そ の 他 負 債	140	118
未 決 済 為 替 借	30	54
未 払 費 用	24	22
給 付 補 填 備 金	1	1
未 払 法 人 税 等	0	0
前 受 収 益	17	19
払 戻 未 済 金	17	7
資 産 除 去 債 務	-	-
そ の 他 の 負 債	49	11
賞 与 引 当 金	47	51
役 員 賞 与 引 当 金	-	-
退 職 給 付 引 当 金	-	-
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	51	45
そ の 他 の 引 当 金	6	7
特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
繰 延 税 金 負 債	-	-
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	22	20
債 務 保 証	120	107
負 債 の 部 合 計	103,594	103,196
出 資 金	337	330
普 通 出 資 金	337	330
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
資 本 剰 余 金	-	-
利 益 剰 余 金	5,340	4,810
利 益 準 備 金	354	354
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,985	4,455
特 別 積 立 金	4,510	4,510
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期末処理損失金)	475	△ 54
処 分 未 済 持 分	△ 4	△ 5
自 己 優 先 出 資	-	-
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
会 員 勘 定 合 計	5,673	5,134
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 725	△ 626
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	32	28
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 693	△ 598
純 資 産 の 部 合 計	4,980	4,536
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	108,575	107,733

経営資料編／経営の状況

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第75期	第76期
	自：2022年4月1日 至：2023年3月31日	自：2023年4月1日 至：2024年3月31日
経常収益	1,385,607	1,376,937
資金運用収益	1,213,601	1,187,298
貸出金利息	894,819	897,303
預け金利息	34,017	57,733
有価証券利息配当金	266,409	215,545
その他の受入利息	18,354	16,715
役務取引等収益	157,017	164,027
受入為替手数料	68,069	69,330
その他の役務収益	88,948	94,697
その他業務収益	12,344	16,356
外国為替売買益	-	-
国債等債券売却益	-	508
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	12,344	15,848
その他経常収益	2,644	9,254
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	42	12
株式等売却益	-	4,467
金銭の信託運用益	607	1,069
その他の経常収益	1,994	3,705
経常費用	1,330,135	1,964,987
資金調達費用	6,966	5,367
預金利息	6,966	5,367
給付補填備金繰入額	-	-
借入金利息	-	-
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	116,113	116,048
支払為替手数料	5,987	9,741
その他の役務費用	110,126	106,307
その他業務費用	44,410	194,931
外国為替売買損	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	44,310	193,750
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	100	1,181
経費	1,150,851	982,425
人件費	736,897	573,267
物件費	379,308	374,952
税金	34,645	34,205
その他経常費用	11,793	666,214
貸倒引当金繰入額	3,594	650,456
貸出金償却	-	-
株式等売却損	4,686	10,286
株式等償却	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	3,512	5,471
経常利益(又は経常損失)	55,472	△ 588,050
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	963	8,643
固定資産処分損	466	1,896
減損損失	496	6,747
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	54,509	△ 596,693
法人税、住民税及び事業税	703	703
法人税等調整額	△ 2,995	△ 68,808
法人税等合計	△ 2,292	△ 68,105
当期純利益(又は当期純損失)	56,801	△ 528,588
繰越金(当期首残高)	419,127	469,225
土地再評価差額金取崩額	-	4,451
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	475,928	△ 54,911

(注)1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(注)2.出資1口当たり当期純損失金額 799円93銭(第76期)

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第75期	第76期
	自：2022年4月1日 至：2023年3月31日	自：2023年4月1日 至：2024年3月31日
当期末処分剰余金	475,928,968	54,911,635
積立金取崩額	-	61,425,142
剰余金処分額	6,703,632	6,513,507
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	6,703,632	6,513,507
(普通出資に対する配当率)	(2%)	(2%)
繰越金(当期末残高)	469,225,336	0

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性確認

2023年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2024年6月27日

北上信用金庫

理事長 木村 幸男

会計監査人による監査

2023年6月16日開催の第75回通常総代会及び、2024年6月26日開催の第76回通常総代会で承認を得た、2022年度及び2023年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

経営資料編／経営の状況

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 12年～50年
その他 4年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、在庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己承認並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び重要注意先債権に相当する債権については、主として今後5年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、5年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。また、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に「5類感染症」に移行したことに伴い経済活動が活発化する一方で、同感染症の影響を受けた企業に対する公的な支援制度が期限を迎えたことにより、信用リスクが顕在化しており、従来の判定方法からの債務者区分による引当のみでは将来の不確実性をカバーすることが難しい状況であるため、債務者区分がその他重要注意のうち特定業種(飲食業、宿泊業、運輸/郵便業)の債務者に対して、長期的な景気循環の波を利用した考え方を踏まえ、直近経営環境が大きく悪化したリーマンショック以降10年間で単年度最も高い引当率を適用して当事業年度末に貸倒引当金36百万円を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。当金庫は従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度においては、勤続年数、職能等級、職位により一時金又は年金で支給します。確定拠出制度においては、企業型の確定拠出年金制度を採用しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設計型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算する事ができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
年金資産の額 1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
差引額 △89,255百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月31日現在) 0.0887%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び年金財政計算上の別途積立金58,714百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金2百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 15百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,416百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」の士債(その元本の

償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該士債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,375百万円
危険債権額	687百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	361百万円
合計額	2,424百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は303百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 預け金 1,100百万円
担保資産に対応する債務 借入金 700百万円
上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金2,000百万円、日本銀行の取引の担保として、有価証券100百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金5百万円が含まれております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を上再評価に係る繰延税金負債)として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び第2号に基づいて、公示地価及び基準地価をもとに国税庁が定めた相続税等の財産評価基準書の路線価図等により調整を行って算出しております。同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △104百万円
- 出資1口当りの純資産額6,987円19銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び管理運営方針において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後への協議を行っております。日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。
(ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち、総務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、

経営資料編／経営の状況

投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク（及び価格変動リスク）の影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、有価証券、預け金、及び預金であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間252日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推定値、相関考慮）は、全体で1,803百万円です。

なお、当金庫では、リスク計測手法の妥当性を検証することを目的として、バックテストを実施し、実際に発生した損益とVaRを比較しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金（※1）	24,351	24,438	86
貸出金（※1）	51,247		
貸倒引当金（※2）	△1,277		
	49,969	50,388	418
有価証券	27,246	27,258	11
満期保有目的	1,678	1,690	11
その他有価証券	25,567	25,567	—
買入金銭債権	1,846	1,840	△5
金銭の信託	200	200	—
満期保有目的	200	200	—
その他有価証券	—	—	—
金融資産計	103,613	104,125	511
預金積金（※1）	102,146	102,067	△78
借入金	700	699	0
金融負債計	102,846	102,766	△79

(※1) 金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他の有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融資産の時価等の評価技法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については20.～21.に記載しております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金等、期間の定めのないものについては、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金・積立定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による

ものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	9
組合出資金（※2）	18
合 計	28

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※1）	6,185	5,140	5,000	1,500
有価証券（※1）	863	9,259	10,063	6,976
満期保有目的の債券	63	453	423	748
その他有価証券のうち満期があるもの	800	8,805	9,639	6,227
貸出金（※2）	7,355	16,956	12,644	10,227
合 計	14,404	31,356	27,708	18,703

(※1) 預け金、有価証券のうち期間の定めのないものは含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	34,440	7,441	—	—
借入金	700	—	—	—
合 計	35,140	7,441	—	—

(注) 預金積金のうち要求払預金等、期間の定めのないものについては、含めておりません。

20. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、21.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	99	100	1
	地方債	548	568	20
	短期社債	—	—	—
	社債	100	101	1
	その他	200	207	7
	小計	947	978	30
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	290	285	△4
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	440	426	△14
	その他	—	—	—
小計	730	711	△18	
合計		1,678	1,690	11

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2	1	0
	債券	2,268	2,200	68
	国債	109	99	9
	地方債	205	199	5
	短期社債	—	—	—
	社債	1,953	1,900	53
	その他	2,459	2,243	216
小計	4,730	4,445	285	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	17,974	18,679	△704
	国債	2,660	2,908	△247
	地方債	4,416	4,599	△183
	短期社債	—	—	—
	社債	10,897	11,171	△273
その他	2,862	3,070	△207	
小計	20,837	21,749	△912	
合計		25,567	26,194	△626

経営資料編／経営および事業の状況

21. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	45	4	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	400	0	—
その他	1,106	—	193
合計	1,552	4	193

22. 満期保有目的の金銭信託

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
満期保有目的 の金銭信託	200	200	—	—	200

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

23. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,482百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが5,468百万円、1年超のものが10,014百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	486百万円
貸倒引当金	218
その他	46
繰延税金資産小計	751
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△312
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△223
評価性引当額小計	△536
繰延税金資産合計	215
繰延税金負債	
前払年金費用	39
繰延税金負債合計	39
繰延税金資産の純額	175百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（令和6年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の 繰越欠損 金(*1)	—	—	—	—	—	486	486
評価性引 当額	—	—	—	—	—	△312	△312
繰延税金 資産	—	—	—	—	—	173	173

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

25. 信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

●主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
資金運用収支	1,206,635	1,181,931
資金運用収益	1,213,601	1,187,298
資金調達費用	6,966	5,367
役務取引等収支	40,904	47,978
役務取引等収益	157,017	164,027
役務取引等費用	116,113	116,048
その他の業務収支	△32,065	△178,574
その他業務収益	12,344	16,356
その他業務費用	44,410	194,931
業務粗利益	1,215,473	1,051,335
業務粗利益率	1.09%	0.95%

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

利ざや・利益率

(単位：%)

	2022年度	2023年度
資金運用利回	1.09	1.07
資金調達原価率	1.05	0.90
総資金利ざや	0.04	0.17
総資産経常利益率	0.04	△0.51
総資産当期純利益率	0.04	△0.46

(注) 総資産経常（当期純）利益率 =

$$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

業務純益

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
業務純益	63,582	△61,845
実質業務純益	74,032	76,794
コア業務純益	118,342	270,036
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	118,342	270,036

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

経営資料編／事業の状況

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
資金運用勘定	110,840	110,447	1,213,601	1,187,298	1.09	1.07
うち貸出金	51,906	51,752	894,819	897,303	1.72	1.73
うち預け金	26,413	27,199	34,017	57,733	0.12	0.21
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	29,822	29,166	266,409	215,545	0.89	0.73
資金調達勘定	108,762	108,473	6,966	5,367	0.00	0.00
うち預金積金	107,909	107,773	6,966	5,367	0.00	0.00
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	853	700	-	-	-	-

(注) 資金運用勘定は無利息預金の平均残高(2022年度1,350百万円、2023年度1,427百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2022年度200百万円、2023年度200百万円)を控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2022年度			2023年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	18,859	45,808	64,667	575	△ 26,877	△ 26,302
うち貸出金	484	8,129	8,613	△ 2,648	5,132	2,484
うち預け金	△ 547	14,094	13,547	1,035	22,681	23,716
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	20,652	22,627	43,279	△ 5,840	△ 45,024	△ 50,864
支払利息	-	△ 696	△ 696	-	△ 1,598	△ 1,598
うち預金積金	-	△ 696	△ 696	-	△ 1,598	△ 1,598
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

役務取引等の内訳

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
役務取引等収益	157,017	164,027
受入為替手数料	68,069	69,330
その他の受入手数料	88,948	94,697
その他の役務取引等収益	-	-
役務取引等費用	116,113	116,048
支払為替手数料	5,987	9,741
その他の支払手数料	15,272	11,387
その他の役務取引等費用	94,854	94,919

その他業務利益の内訳

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
その他業務収益	12,344	16,356
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	508
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	12,344	15,848
その他業務費用	44,410	194,931
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	44,310	193,750
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	100	1,181
その他業務利益	△ 32,065	△ 178,574

経費の内訳

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
人件費	736,897	573,267
報酬給料手当	532,254	512,767
退職給付費用	122,756	△ 21,826
その他	81,887	82,326
物件費	379,308	374,952
事務費	166,584	176,473
うち旅費・交通費	1,003	1,659
うち通信費	11,309	14,113
うち事務機械賃借料	17	110
うち事務委託費	115,849	120,860
固定資産費	84,912	79,944
うち土地建物賃借料	14,291	15,963
うち保全管理費	45,420	42,087
事業費	31,856	35,519
うち広告宣伝費	9,061	6,162
うち交際費・寄贈費・諸会費	12,009	15,936
人事厚生費	13,498	9,308
減価償却費	67,070	58,134
その他	15,387	15,572
税金	34,645	34,205
合計	1,150,851	982,425

経営資料編／事業の状況

● 預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
流動性預金	61,276	63,586
うち有利息預金	54,168	56,066
定期性預金	46,632	44,187
うち固定金利定期預金	41,276	39,440
うち変動金利定期預金	0	0
その他	-	-
計	107,909	107,773
譲渡性預金	-	-
合計	107,909	107,773

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

定期預金残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
定期預金	40,494	38,525
固定金利定期預金	40,493	38,525
変動金利定期預金	0	0
その他	-	-

預金者別預金残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
個人	72,732	72,370
法人	29,774	29,775
一般法人	24,615	24,761
金融機関	295	23
公金	4,863	4,990
合計	102,506	102,146

会員・会員外別預金残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
会員	47,850	47,591
会員外	54,655	54,554
合計	102,506	102,146

財形貯蓄残高

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
財形貯蓄残高	24,246	19,938

● 貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
手形貸付	1,297	1,556
証書貸付	47,425	46,775
当座貸越	2,996	3,178
割引手形	186	241
合計	51,906	51,752

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

貸出金残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
貸出金	51,751	51,752
固定金利	31,471	30,694
変動金利	20,279	20,552

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	346	344
有価証券	-	57
動産	-	-
不動産	7,412	7,264
その他	11	8
計	7,769	7,675
信用保証協会・信用保険	20,924	20,186
保証証	7,347	7,653
信用	15,708	15,731
合計	51,751	51,247

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	75	72
その他	-	-
計	75	72
信用保証協会・信用保険	-	-
保証証	28	21
信用	16	14
合計	120	107

- (注) 1. 「その他」は商業手形等を担保としたものです。
 2. 「信用保証協会・信用保険」は岩手県信用保証協会および（一社）しんきん保証基金の保証額等を掲載しています。
 3. 「保証」は割引手形や無担保で保証付のもの、「信用」は無担保で保証人による保証等を含めています。

経営資料編／事業の状況

使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	2022年度		2023年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	21,495	41.5	21,335	41.6
運転資金	30,256	58.5	29,911	58.4
合計	51,751	100.0	51,247	100.0

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業種区分	2022年度			2023年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	86	4,225	8.1	83	4,463	8.7
農業、林業	17	208	0.4	16	193	0.3
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	2	111	0.2	2	118	0.2
建設業	164	5,201	10.0	163	5,205	10.1
電気・ガス・熱供給・水道業	8	66	0.1	9	91	0.1
情報通信業	8	162	0.3	8	134	0.2
運輸業、郵便業	23	941	1.8	23	906	1.7
卸売業、小売業	139	3,243	6.2	126	2,965	5.7
金融業、保険業	21	5,464	10.5	19	5,022	9.7
不動産業	144	6,727	12.9	142	6,625	12.9
物品賃貸業	2	109	0.2	2	124	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	16	286	0.5	16	236	0.4
宿泊業	19	897	1.7	20	984	1.9
飲食業	119	1,340	2.5	122	1,486	2.8
生活関連サービス業、娯楽業	62	1,695	3.2	67	1,683	3.2
教育、学習支援業	3	10	0.0	5	15	0.0
医療、福祉	38	1,466	2.8	36	1,360	2.6
その他のサービス	84	1,079	2.0	84	1,065	2.0
小計	955	33,239	64.2	943	32,684	63.7
地方公共団体	5	6,778	13.0	5	6,914	13.4
個人	3,562	11,733	22.6	3,396	11,648	22.7
合計	4,522	51,751	100.0	4,344	51,247	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

預貸率

(単位：%)

	2022年度	2023年度
期末預貸率	50.48	50.17
期中平均預貸率	48.10	48.01

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

貸出金償却の額

貸出金償却

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
貸出金償却	-	-

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
消費者ローン	3,482	3,619
住宅ローン	8,250	8,028

会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
会員	38,194	37,846
会員外	13,557	13,401
合計	51,751	51,247

※当金庫は会員制度による地域金融機関ですから、融資先は原則として会員であることが条件です。
会員外の方は、700万円を限度として融資を受けることができます。

代理貸付残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
信金中央金庫	106	95
日本政策金融公庫	9	7
独立行政法人住宅金融支援機構	520	450
独立行政法人福祉医療機構	12	10
独立行政法人中小企業基盤整備機構	3	3
合計	651	567

貸倒引当金内訳

自己資本の充実の状況等について 33 ページ参照

経営資料編／事業の状況

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度（総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入）を採用しております。

当事業年度より確定拠出制度を導入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	2022年度	2023年度
退職給付債務	550,206	431,744
年金資産	-	-
前払年金費用	-	-
未認識過去勤務債務	-	-
未認識数理計算上の差異	-	-
その他（会計基準変更時差異の未処理額）	-	-
退職給付引当金	-	-

(注) 当金庫では、簡便法を採用しておりますので、「退職給付債務」と「退職給付引当金」のみ記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	2022年度	2023年度
勤務費用	-	-
利息費用	-	-
期待運用収益	-	-
過去勤務債務の費用処理額	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	-	-
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用(計)	122,508	△ 21,740

(注) 当金庫では、簡便法を採用しておりますので、「退職給付費用」のみ記載し、内訳の記入を省略しております。

● 有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

2022年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	-	-	198	505	1,965	-	2,669
地方債	-	104	1,461	705	2,115	967	-	5,353
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,101	1,405	3,437	1,978	5,046	1,518	-	14,486
株式	-	-	-	-	-	-	131	131
外国証券	199	497	500	289	766	289	487	3,030
その他の証券	-	1,570	464	159	241	-	980	3,415

2023年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	-	-	306	387	2,466	-	3,159
地方債	-	605	1,413	335	2,292	524	-	5,170
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	200	2,908	2,501	3,046	3,455	1,279	-	13,390
株式	-	-	-	-	-	-	119	119
外国証券	-	404	399	500	478	284	614	2,682
その他の証券	435	315	248	115	350	103	1,182	2,751

経営資料編／事業の状況

有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位：百万円)

		2022年度	2023年度
国債	債	2,700	3,126
地方債	債	5,568	5,436
短期社債	債	-	-
社債	債	14,550	13,905
株式		11	11
外国証券		2,951	2,908
その他の証券		4,040	3,778
合計		29,822	29,166

預証率の期末値及び期中平均値

預証率

(単位：%)

	2022年度	2023年度
期末預証率	28.37	26.70
期中平均預証率	27.63	27.06

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 売買目的有価証券

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	99	100	1
	地方債	611	641	29	548	568	20
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	100	103	3	100	101	1
	その他	100	106	6	200	207	7
	小計	811	851	39	947	978	30
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	290	285	△4
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	475	462	△12	440	426	△14
	その他	300	297	△2	-	-	-
	小計	775	760	△14	730	711	△18
合計		1,586	1,611	24	1,678	1,690	11

1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1	1	0	2	1	0
	債券	4,808	4,698	110	2,268	2,200	68
	国債	412	397	14	109	99	9
	地方債	1,112	1,099	12	205	199	5
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	3,284	3,200	83	1,953	1,900	53
	その他	1,490	1,354	135	2,459	2,243	216
	小計	6,301	6,054	246	4,730	4,445	285
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	16,514	17,052	△538	17,974	18,679	△704
	国債	2,257	2,410	△152	2,660	2,908	△247
	地方債	3,629	3,761	△131	4,416	4,599	△183
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	10,626	10,881	△254	10,897	11,171	△273
	その他	4,645	5,080	△434	2,862	3,070	△207
	小計	21,160	22,132	△972	20,837	21,749	△912
合計		27,461	28,186	△725	25,567	26,194	△626

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託、外国証券及び信金中央金庫優先出資証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

経営資料編／事業の状況

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	9	9
組合出資金	29	18
合計	39	28

- 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

公共債引受額

該当ございません。

公共債ディーリング実績

該当ございません。

外国為替取扱実績

該当ございません。

外貨建資産残高

該当ございません。

公共債窓販実績

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
国債	-	9
地方債	-	-

※1年間に販売した公共債の合計金額です。

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

		2022年度	2023年度
送金・振込	仕向	72,286	78,572
	被仕向	93,643	99,352
代金取立	仕向	401	0
	被仕向	383	1

金銭の信託

(1) 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2022年度					2023年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
100	100	-	-	100	200	200	-	-	200

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(3) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2022年度					2023年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
100	100	-	-	100	-	-	-	-	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～リスク管理債権の引当・保全状況～

当金庫の金融再生法開示による不良債権は、前期末比 1,081 百万円増加し、不良債権比率は 2.13 ポイント上昇して 4.72% となりました。また、これらの不良債権は、担保・保証や貸倒引当金により 85.48% 保全されているほか、内部留保を加えた経営体力 6,781 百万円によりカバーされております。これら不良債権については、引き続き回収を図るよう取り組んでいるほか、お取引先の実態把握に努め、お取引先の経営改善に相協力して全力を上げて取り組むことにより、資産の健全性向上に努めております。

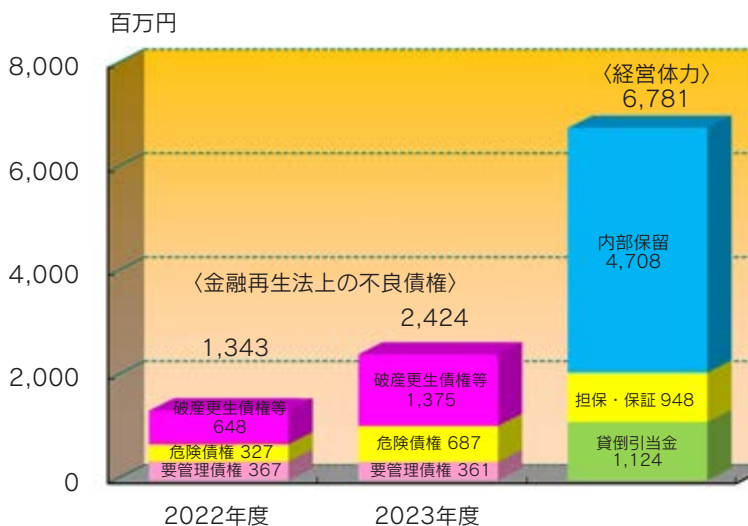
◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	2022年度	648	648	202	445	100.00	100.00
	2023年度	1,375	1,375	562	813	100.00	100.00
危険債権	2022年度	327	249	166	82	76.18	51.18
	2023年度	687	478	270	208	69.68	49.99
要管理債権	2022年度	367	137	120	17	37.30	4.66
	2023年度	361	270	165	105	74.79	53.57
三月以上 延滞債権	2022年度	-	-	-	-	-	-
	2023年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件 緩和債権	2022年度	367	137	120	17	37.30	4.66
	2023年度	361	270	165	105	74.79	53.57
小 計 (A)	2022年度	1,343	1,034	489	545	77.02	63.85
	2023年度	2,424	2,123	997	1,126	87.58	78.90
正常債権 (B)	2022年度	50,588					
	2023年度	48,989					
總与信残高 (A) + (B)	2022年度	51,931					
	2023年度	51,413					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

■金融再生法上の不良債権と経営体力



経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

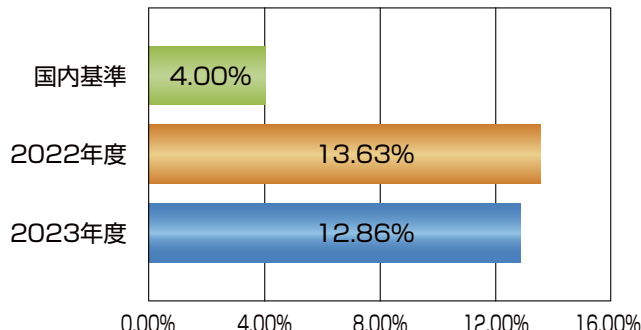
自己資本の充実の状況

自己資本比率とは、リスク・アセット（総資産のうち、万が一の場合に貸し倒れの可能性がある資産、この資産に対して危険度に応じた割合を掛けて求めます。）に占める自己資本の額の割合で、信用金庫の経営状況を把握する重要な指標です。自己資本比率が高ければ高いほど、財務の安全性・健全性が高く経営基盤が安定しているといえます。

当金庫の2023年度のバーゼルⅢに基づく自己資本比率は12.86%となり、国内基準の4%を大きく上回り、当金庫の経営は十分な健全性を確保しております。

また、自己資本の額は5,038百万円となり、総所要自己資本額（リスク・アセット×4%）1,566百万円を大きく上回り、十分な健全性を維持しております。自己資本の額とは、出資金や過去の利益の積立金などです。今後も、健全経営に徹し、自己資本の充実に努めてまいります。

体力には自信があります



自己資本比率

12.86%

=

$$\frac{\begin{array}{l} \text{自己資本の額} \\ \text{(コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額)} \\ \text{(5,038百万円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{信用リスク・アセットの額+(オペレーショナル・リスク相当額÷8\%)} \\ \text{(36,864百万円) (2,306百万円)} \end{array}} \times 100$$

× 100

※自己資本比率（バーゼルⅢ）では、コア資本に係る基礎項目の額から控除される調整項目の額等について、経過措置が設けられております。当金庫では経過措置を適用のうえ、自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、出資金、利益準備金、特別積立金、繰越金等から構成されております。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のは、地域の会員様からお預かりしている出資金が該当します。出資金の額は2024年3月期現在330百万円となっております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率が12.86%と国内基準である4%を充分上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。また、当金庫は、各※¹エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、税効果資本である※²繰延税金資産につきましては、ほとんど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、経営計画については、貸出金の計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

※¹ エクスポージャー：リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、債務保証などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

※² 繰延税金資産：金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	2022 年度	2023 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,667	5,128
うち、出資金及び資本剰余金の額	337	330
うち、利益剰余金の額	5,340	4,810
うち、外部流出予定額 (△)	6	6
うち、上記以外に該当するものの額	△ 4	△ 5
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	117	255
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	117	255
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,786	5,383
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	15	15
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15	15
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	183	225
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	43	104
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	241	345
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,545	5,038
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	38,401	36,864
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 583	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 586	△ 151
うち、上記以外に該当するものの額	2	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	2,275	2,306
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	40,677	39,170
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.63%	12.86%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2022 年度		2023 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	38,401	1,536	36,864	1,474
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	38,622	1,544	36,907	1,476
ソブリン向け	561	22	505	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,688	187	4,769	190
法人等向け	16,131	645	15,307	612
中小企業等向け及び個人向け	6,923	276	6,718	268
抵当権付住宅ローン	828	33	938	37
不動産取得等事業向け	1,583	63	1,351	54
3ヵ月以上延滞等	130	5	111	4
その他	7,774	310	7,204	288
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	243	9		
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 586	△ 23	△ 151	△ 6
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,275	91	2,306	92
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	40,677	1,627	39,170	1,566

- (注) 1. 「ソブリン向け」は、「我が国の中央政府及び中央銀行」「外国の中央政府及び中央銀行」「国際決済銀行等」「我が国の地方公共団体」「外国の中央政府等以外の公共部門」「国際開発銀行」「地方公共団体金融機構」「我が国の政府関係機関」「地方三公社」向けのエクスポージャーです。
2. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算出方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計値）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

信用リスクに関する項目（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし、消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、融資の審査にあたっては、与信業務の基本的な理念・方針等を明示した「融資の基本方針（クレジット・ポリシー）」及び「与信判断の指針」が定められており、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスク計測にあたっては、しんきんオンラインシステムにおける信用リスク管理システム機能を用いて、信用リスク量を計測し、信用リスク管理並びに統合的リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。正常先、要注意先、要管理先における一般貸倒引当金については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈信用リスクに関するエクスポージャーの額〉

（単位：百万円）

信用リスクに関するエクスポージャー	期末残高		期中平均残高	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスクに関するエクスポージャー	109,611	109,223	115,003	114,845

〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分 信用リスクエクスポージャー期末残高											
	2022年度		2023年度		2022年度		2023年度		2022年度		2023年度	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー								
国内	104,837	105,536	51,931	51,413	22,965	22,384	—	—	293	328		
国外	4,773	3,686	—	—	3,139	2,747	—	—	—	—		
地域別合計	109,611	109,223	51,931	51,413	26,104	25,132	—	—	293	328		
製造業	5,933	6,079	4,332	4,578	1,401	1,301	—	—	33	33		
農業、林業	212	198	212	198	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	111	118	111	118	—	—	—	—	—	—		
建設業	5,986	5,974	5,586	5,573	400	400	—	—	14	11		
電気・ガス・熱供給・水道業	3,490	3,413	86	110	3,403	3,303	—	—	—	—		
情報通信業	668	539	163	135	500	400	—	—	4	—		
運輸業、郵便業	3,767	3,429	961	924	2,806	2,504	—	—	—	—		
卸売業、小売業	4,280	3,887	3,379	3,087	900	800	—	—	11	6		
金融業、保険業	31,744	31,097	5,471	5,029	5,287	4,450	—	—	—	—		
不動産業	10,110	9,909	7,442	7,318	2,479	2,469	—	—	9	—		
物品賃貸業	109	124	109	124	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	333	285	333	285	—	—	—	—	16	15		
宿泊業	900	987	900	987	—	—	—	—	4	—		
飲食業	1,624	1,754	1,624	1,754	—	—	—	—	—	—		
生活関連サービス業、娯楽業	2,060	2,038	1,959	1,937	100	100	—	—	187	261		
教育、学習支援業	11	18	11	18	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	1,525	1,442	1,525	1,442	—	—	—	—	—	—		
その他のサービス	1,220	1,235	1,220	1,235	—	—	—	—	9	—		
国・地方公共団体等	21,401	21,853	6,812	6,936	8,293	8,760	—	—	—	—		
個人	9,685	9,616	9,685	9,616	—	—	—	—	0	—		
その他	4,431	5,217	—	—	530	640	—	—	—	—		
業種別合計	109,611	109,223	51,931	51,413	26,104	25,132	—	—	293	328		
1年以下	17,740	13,751	4,993	6,262	1,302	200	—	—	—	—		
1年超3年以下	12,763	15,318	4,711	4,040	2,004	3,909	—	—	—	—		
3年超5年以下	9,491	10,140	2,903	3,240	5,365	4,325	—	—	—	—		
5年超7年以下	7,780	15,019	3,962	9,870	3,218	4,253	—	—	—	—		
7年超10年以下	25,351	17,778	15,775	9,308	8,674	6,866	—	—	—	—		
10年超	25,957	25,087	19,444	18,545	5,008	4,937	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	10,525	12,127	140	146	530	640	—	—	—	—		
残存期間別合計	109,611	109,223	51,931	51,413	26,104	25,132	—	—	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資事務取扱規程」における事務取扱手続きや担保物件の評価手続き等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主な保証には、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定するしんきん保証基金保証があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
					目的使用	その他	
一般貸倒引当金	106	117	106	117	-	106	117
	117	255	117	255	-	255	255
個別貸倒引当金	534	527	534	527	-	534	527
	527	1,021	527	1,021	-	1,021	1,021
合計	641	645	641	645	-	641	645
	645	1,277	645	1,277	-	1,277	1,277

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	目的使用		その他		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	4	-	4	-	-	-	-	-	4	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	37	26	37	26	-	-	37	37	37	26	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	311	330	311	330	-	-	319	319	311	330	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス、娯楽業	147	470	147	470	-	-	145	145	147	470	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	174	-	174	-	-	-	-	-	174	-	-
その他のサービス	9	-	9	-	-	-	14	14	9	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	17	19	17	19	-	-	18	18	17	19	-	-
合計	534	1,021	534	1,021	-	-	534	534	534	1,021	-	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	23,371	-	25,826
10%	-	14,308	-	13,341
20%	3,734	25,015	4,382	25,333
35%	-	2,429	-	2,748
50%	13,764	191	12,172	258
75%	-	5,842	-	5,510
100%	384	17,060	491	17,353
150%	-	72	-	58
200%	-	-	-	-
250%	284	166	98	229
1,250%	-	-	-	-
その他	591	1,952	717	1,892
合計		109,168		110,415

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

経営の健全性と健全経営のための取組み ～自己資本の充実の状況等について～

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	342	321	17,350	18,228	-	-	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「統合リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組を整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な事務取扱規程の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な検査を実施、安定した業務遂行が出来るよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

当面、自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しておりますが、さらなる高度化を目指し検討を進めてまいります。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、常務会をリスク管理の統括部署として、統合リスク管理運営委員会、ALM委員会にて協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握しているほか、当金庫の抱える市場リスクの状況を定期的に経営陣及びALM委員会に報告するとともに、設定されたロスカット・ルールを遵守し運用を行っております。また、リスク管理においてストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、自己資本比率に与える影響の把握に努めております。

一方、非上場株式、信金中金出資金、その他出資金等に関しては、金庫が定める「償却引当基準」に則った適正な処理により、運用管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

1. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	92	92	90	90
非上場株式等	406	406	556	556
合計	498	498	647	647

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
売却益	-	-
売却損	-	-
売却	-	-

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	22	20

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	-	-

経営の健全性と健全経営のための取組み

～自己資本の充実の状況等について～

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2022 年度	2023 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,163	3,342
マナート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

定性的事項の開示項目について

①リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM管理システムや有価証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

②内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

流動性預金全体の金利更改の平均満期

流動性預金全体の金利更改の平均満期は、2.5年としております。

流動性預金に割り当てられた最長の金利更改満期

流動性預金全体の金利更改の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を2.5年としております。

流動性預金への満期の割当て方法およびその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。

複数の通貨の集計方法およびその前提

金利リスクの算出にあたり、将来キャッシュフローに対して、月末時点の市場金利情報を元に算出したディスカウントファクターを掛け合わせて算出した割引現在価値を用いて金利リスク量を算出している。

将来キャッシュフローを保有していない金融商品（期限の定めのないもの）については、月末残高を現在価値とみなし、金利リスク量算出は行っておりません。

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度
1	上方パラレルシフト	2,821	3,134	0	84
2	下方パラレルシフト	0	0	50	0
3	スティープ化	2,267	2,644		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	227	184		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,821	3,134	50	84
		ホ		ヘ	
		2023 年度		2022 年度	
8	自己資本の額	5,038		5,545	

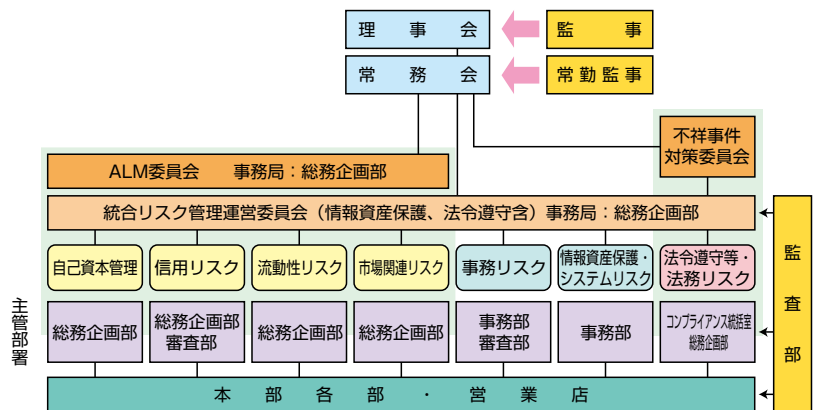
(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み

～リスク管理態勢について～

金融の自由化、国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関の抱えるリスクは急激に拡大、多様化してきており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当金庫は地域金融機関としての役割を果たし、地域の皆様の信頼を確保するため、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、多様なリスク等の正確な把握、適切な管理・運営を通じ、「経営の健全性の維持」と「適正な収益の確保」の双方にバランスのとれた経営に努めるとともに、リスク管理態勢の整備に積極的に取り組んでおります。

■当金庫の統合リスク管理体制



信用リスク

信用リスクとは、貸出先や投資先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、「企業格付制度」「不動産担保評価管理」のシステム等の導入、中小企業相談支援チームの設置により金庫内で情報共有を行っているほか、職員の内・外部研修を通じて知識の向上を図り、審査能力の強化にも努めております。

市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動もたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の3つのリスクからなります。

当金庫では、ALM（資産・負債の総合管理）委員会を設置し、経済・金利見通しなどにに基づき、調達・運用に関して柔軟な管理を行い、健全な資産・負債の管理と、適正な収益確保に努めております。また、毎年、有価証券等の保有限度額やリスクの許容範囲を設定して資金運用の管理・運営を実施しているほか、BPVや市場VaR等のリスク指標の分析やストレステストの実施により複眼的にリスクの状況を把握し、リスクのコントロールに活用しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり（資金繰りリスク）、市場の混乱などにより通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること（市場流動性リスク）などにより損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、常に効率的な運用に努めているほか、支払準備資金を信金中央金庫※などに預け入れするとともに、同中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ機能も整っております。

※信金中央金庫については、46 ページをご参照ください。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや事故・不正等により損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、諸規程や法令等遵守の視点にたつて、監査部が定期的に内部監査を実施し、また、各営業店に対して定例自店監査の実施を義務付けるなど、日常業務における事故・事務ミスの未然防止と事務管理の厳正化に努めております。

また、各種システムの見直しや内部規程の整備を図り、事務処理の改善と効率化に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、オンラインシステム等各種コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、さらには不正利用などにより損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、万が一システムが停止した場合でも、必要な業務態勢が維持できるように「緊急事態対応マニュアル」を整備し、模擬訓練の実施などで備えております。

また、システムの不正利用や情報漏洩などにより損失を受けるリスクを排除するため、セキュリティ管理体制の充実を目指し、取り組んでおります。

経営の健全性と健全経営のための取組み ～コンプライアンス態勢について～

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

コンプライアンスとは、一般に「法令等を厳格に遵守し、社会規範を全うすること」をいいます。当金庫が地域社会・経済の発展に貢献していくという公共的使命を果たすために法令等遵守を経営の重要課題の一つとして位置付け、「北上信用金庫法令遵守要領」により役職員が遵守すべき倫理規範および行動規範を示すとともに、全役職員に「職員行動チェックリスト（携帯版）」を配布し、職員一人一人がコンプライアンスに対する一層の理解と意識の高揚を図るよう徹底しております。

今後も引き続き、より次元の高いコンプライアンスの理念と体制強化に努めてまいります。

当金庫では、社会の規範となる企業倫理の確立のため「北上信用金庫の企業倫理」を定め、その実現に向け全役職員が積極的に取り組んでおります。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども北上信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策について

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、総務企画部を統括部署、総務企画部統括役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

個人情報保護の取組みについて

当金庫はお客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫は、利用目的や開示等のお手続きについて等の公表すべき事項を、当金庫のホームページへの掲載の他、ポスターの掲示、パンフレットの備え置き・配布によりお知らせいたします。

※個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）は、ホームページへ掲載、および店頭に掲示しております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、「適合性の原則」「不招請の勧誘」「適正な勧誘」に関する勧誘方針を定め、これを遵守し勧誘にあたります。

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

経営の健全性と健全経営のための取組み ～コンプライアンス態勢について～

金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務企画部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

北上信金苦情相談所（北上信用金庫 総務企画部）
住 所：岩手県北上市本通り一丁目5番30号
T E L：0197-72-7828
F A X：0197-63-6639
受付時間：午前9時～午後5時（当金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談、お問い合わせフォーム

* 各営業店の連絡先につきましては、当金庫ホームページを参照願います。

* お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記北上信金苦情相談所にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日/時間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9：00～17：00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、北上信金苦情相談所または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京三弁護士会		
	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 間	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～16：00	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または北上信金苦情相談所にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページをご覧ください。

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、岩手弁護士会等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（2）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

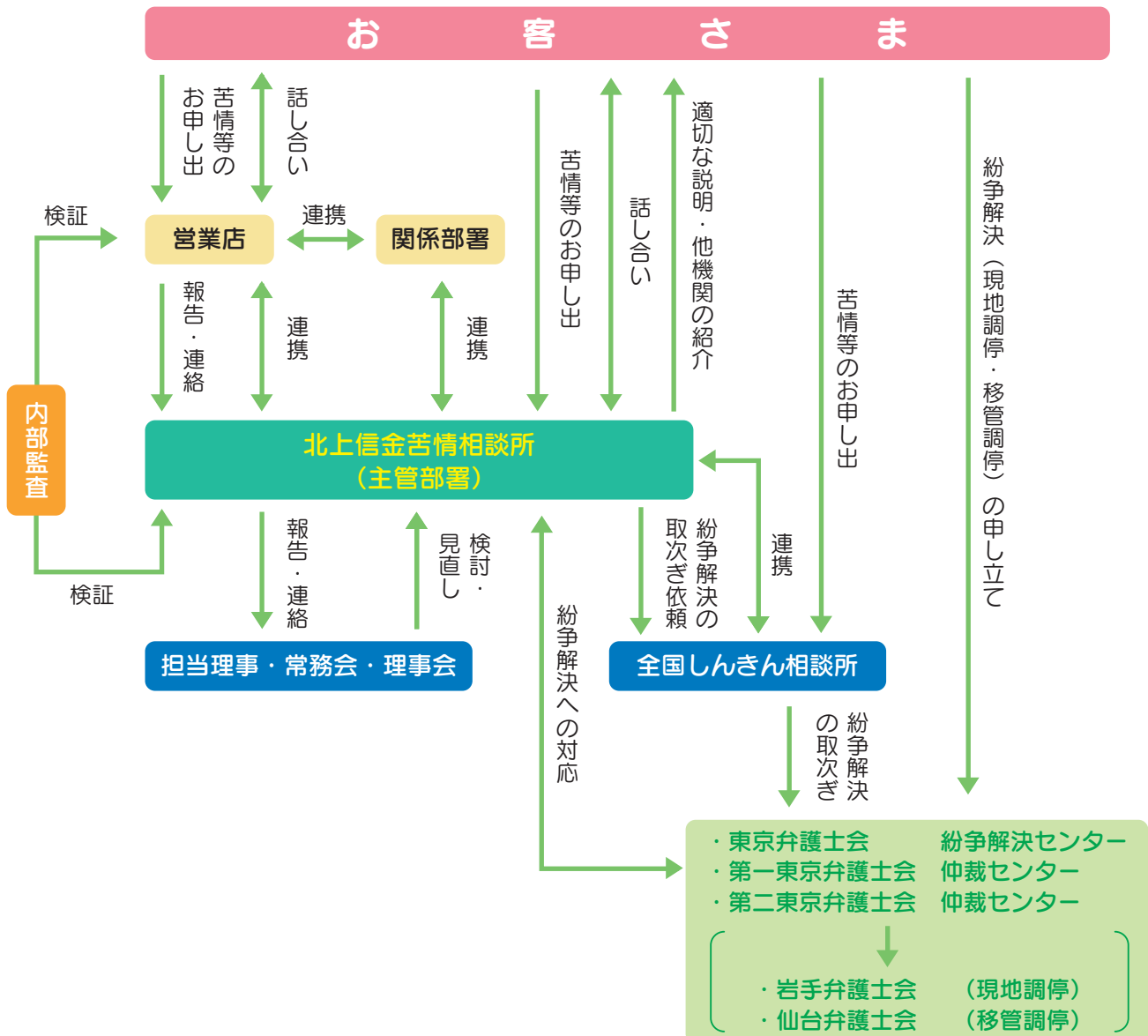
例えば、仙台弁護士会等に案件を移管し、当該弁護士会等で手続きを進めることができます。

経営の健全性と健全経営のための取組み ～コンプライアンス態勢について～

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店に責任者をおくとともに、北上信金苦情相談所がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および北上信金苦情相談所が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



店舗のご案内 ~充実したネットワーク~



※北上信用金庫金融機関コード「1154」(全店共通)




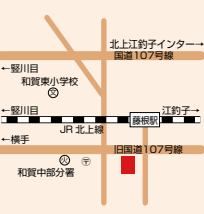

1 本店 店番号 001 / **6 北上駅前支店** 店番号 006

〒024-0094 北上市本通り一丁目5-30
TEL 0197-63-2307 (代) FAX 0197-63-2310




5 大堤支店 店番号 005

〒024-0055 北上市大堤南一丁目4-23
TEL 0197-67-2332 (代) FAX 0197-71-2950

2 藤根支店 店番号 002

〒024-0073 北上市下江釣子11-75-3
TEL 0197-73-5231 (代) FAX 0197-73-5209




7 柳原支店 店番号 007

〒024-0083 北上市柳原町二丁目3-18
TEL 0197-63-2244 (代) FAX 0197-61-2187




3 西和賀支店 店番号 003

〒029-5512 和賀郡西和賀町川尻40-40-50
TEL 0197-82-2220 (代) FAX 0197-81-1027




8 むらさきの支店 店番号 008

〒024-0004 北上市村崎野15-268-4
TEL 0197-66-3133 (代) FAX 0197-71-3486




4 常盤台支店 店番号 004

〒024-0012 北上市常盤台二丁目13-28
TEL 0197-63-6171 (代) FAX 0197-61-2184




9 東支店 店番号 009

〒024-0022 北上市黒沢尻二丁目4-13
TEL 0197-63-8511 (代) FAX 0197-61-2189

(2024年7月1日現在)

キャッシュコーナーのご案内

店内キャッシュコーナー

当金庫では、店内 ATM の稼働時間は、次の通りとなっております。

全 店	平日※	8:00 ~ 21:00
	土曜日	8:00 ~ 20:00
	日曜日・祝祭日	8:00 ~ 20:00
	12月31日	8:00 ~ 20:00
	1月1日~1月3日	9:00 ~ 17:00

※本店の本通り側は20:00までとなります。

※当金庫のキャッシュコーナーは、年末・年始休まず稼働しております。
 ※システムにおける保守等により、稼働時間の短縮等を行うことがあります。
 ※全店舗・全出張所に音声案内対応 ATM（視覚障がい者対応）を設置しております。

**暗証番号は他人に知られないようご注意ください。
 当金庫や警察等から暗証番号についてお尋ねすることは一切ありません。**



●キャッシュカードでのお引き出し限度額のお知らせ

偽装、盗難カード等による不正払戻事件が社会問題化していることを鑑み、当金庫では ATM における 1 日あたりのご利用限度額を 100 万円までとさせていただきます。

なお、ご利用限度額を超えるお取引の場合は、お手数ですが営業時間内に当金庫本・支店の窓口でのお手続きをお願い申し上げます。

当金庫キャッシュカードの利用限度額は以下の通りとなります。

当金庫のカード利用		利用限度額
現金の払戻	1日あたりの支払限度額	100万円
	1回あたりの支払限度額	100万円
振込	1日あたりの支払限度額	100万円
	1回あたりの支払限度額	100万円

●高齢者のキャッシュカードでのお引き出し限度額について（特殊詐欺防止対策）

当金庫では、ATM から現金を引き出す特殊詐欺を防止するため、2020 年 9 月 23 日（水）より、80 歳以上の個人のお客様を対象に当金庫キャッシュカードによる 1 日のお引き出し限度額を 20 万円とさせていただきます。この対策は、ご高齢のお客様から言葉巧みにキャッシュカードと暗証番号をだまし取る「キャッシュカード手交型詐欺」の被害を防止し、お客様の大切なご預金をお守りするために実施しているものです。

なお、上記限度額の解除を希望されるお客様は、「キャッシュカード」「お届出印」「ご本人確認書類（健康保険証など）」をお持ちのうえ、最寄りの本支店窓口にお申し出ください。

●キャッシュカードによる ATM 振込の一部利用制限について（振り込め詐欺※防止対策）

当金庫では急増する振り込め詐欺被害の防止策として、キャッシュカードによる ATM を利用した振込取引を、2017 年 5 月 15 日（月）より一部利用制限させていただきます。この対策は、キャッシュカードを使用した振込に不慣れた高齢者のお客様を、ATM コーナーに誘導して預金口座から振込詐欺を行わせる「還付金詐欺」の被害を防止し、お客様の大切なご預金をお守りするために実施しているものです。

1. 防止対策の内容

次のお客様は、キャッシュカードによるお振込みができなくなっております。（振込限度額を「0 円」とさせていただきます。）

- 対象となるお客様・・・過去 3 年以上キャッシュカードにより ATM をご利用されていない口座をお持ちの 65 歳以上のお客様。
- 上記のお客様がキャッシュカードによるお振込みを希望される場合・・・平日営業時間内に当金庫の窓口にお申し出ください。本人確認の上、キャッシュカードによる振込みを可能とさせていただきます。

2. その他

なお、キャッシュカードによるお預入れお引出しは従来通り可能です。

※振り込め詐欺は上記「還付金詐欺」のほか、子や孫になります「オレオレ詐欺」や利用していないインターネットのサイトの利用料を請求する「架空請求詐欺」などがあります。不審に思う電話等がありましたら、当金庫窓口や最寄りの警察署にご相談下さい。

●店外キャッシュコーナー

設置場所	所在地	ATM 稼働時間				
		平日	土曜日	日曜日・祝祭日	12月31日	1月1日~3日
さくら野北上店	北上市本通り2-2-1	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00
和賀東出張所	北上市和賀町藤根18-71-2	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00	8:00~20:00	9:00~17:00
江釣子ショッピングセンター	北上市北鬼柳19-68	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00	10:00~20:00
湯本出張所	和賀郡西和賀町湯本30-78-1	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~19:00	9:30~17:00

※ ATM 障害対応及びカード紛失等の連絡受付は、下記の通りです。

平日午前 9 時から午後 5 時まで・・・お取引店（40 ページをご参照ください。）

上記以外の時間帯（24 時間受付）・・・カード通帳盗難紛失受付センター（TEL：0120-793714）

※相互入金業務提携金融機関・・・全国の信用金庫と第二地銀、信用組合、労働金庫です。なお、当提携業務に参加していない金融機関カードでのお取扱いはいたしません。

※相互支払業務提携金融機関・・・全国の信用金庫と全国の MICS 加盟金融機関（都銀、地銀、第二地銀、信組、労金、農協、信託銀行）及びゆうちょ銀行、イオン銀行です。

□提携セブン銀行 ATM

セブン-イレブンおよびイトーヨーカドー内にあるセブン銀行 ATM でご利用いただけます。

□提携ローソン銀行 ATM

全国のローソン銀行 ATM でご利用いただけます。

営業時間と ATM ご利用手数料

お引出し・残高照会・お預入れ	お引出し・お預入れ手数料	ご利用可能 時間内
○平日 7:00 ~ 23:00	一律 110 円（消費税含む）	
○土曜日 8:00 ~ 23:00	*残高照会は無料で	
○日曜・祝日 8:00 ~ 23:00	ご利用いただけます。	

キャッシュコーナー手数料

▼ご利用される**カードの種類**と**ご利用時間帯**により、下記の**手数料**がかかります。

平日		8:00	8:45	18:00	21:00
当金庫のカード	入金	無料			
	出金	110円	無料	110円	110円
他信用金庫のカード (しんぎんATMゼロネットサービス)	入金	220円	無料	110円	110円
	出金	220円	無料	110円	110円
他金融機関のカード (全国キャッシュサービス MICS)	入金	220円	110円	110円	110円
	出金	220円	110円	110円	110円
ゆうちょ銀行のカード	入金	220円	110円	220円	220円
	出金	220円	110円	220円	220円
提携クレジットカード	ご返済	無料			
	キャッシング	無料			110円

土曜日		8:00	9:00	14:00	17:00	19:00	20:00
当金庫のカード	入金	無料					
	出金	110円	無料	110円			110円
他信用金庫のカード (しんぎんATMゼロネットサービス)	入金	220円	110円				220円
	出金	220円	無料	110円			220円
他金融機関のカード (全国キャッシュサービス MICS)	入金	220円	110円	220円			220円
	出金	220円	110円	220円			220円
ゆうちょ銀行のカード	入金	220円	110円	220円			220円
	出金	220円	110円	220円			220円
提携クレジットカード	ご返済	取扱なし					
	キャッシング	取扱なし		無料	110円		

日曜日・祝日		8:00	9:00	17:00	20:00
当金庫のカード	入金	無料			
	出金	110円			
他信用金庫のカード (しんぎんATMゼロネットサービス)	入金	220円			
	出金	220円			
他金融機関のカード (全国キャッシュサービス MICS)	入金	220円			
	出金	220円			
ゆうちょ銀行のカード	入金	220円			
	出金	220円			
提携クレジットカード	ご返済	取扱なし			
	キャッシング	取扱なし			110円

- ※ 上記の手数料には、消費税が含まれています。
- ※ 当金庫のカードは、365日ご利用できます。(ただし、システムにおける保守等により稼働時間の短縮を行うことがあります。)
- ※ 12月31日および1月1日・2日・3日に当金庫ATMコーナーをご利用の場合は、日曜日・祝日と同じ手数料がかかります。
- ※ 当金庫のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行のATM・CDをご利用の場合は、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00は110円(消費税込み)、それ以外の時間帯は、220円(消費税込み)の手数料がかかります。
- ※ 12月31日にゆうちょ銀行のカードをご利用の場合、および当金庫のキャッシュカードでゆうちょ銀行のATM・CDをご利用の場合については、12月31日が平日の場合は、終日110円、土曜日の場合は、9:00～14:00の間は110円、14:00～17:00の間は220円、日曜日の場合は、終日220円の手数料がかかります。
- ※ カードを併用しない通帳のみでの払戻し、通帳のみでの通帳からの振込・振替はご利用いただけません。
- ※ 通帳記入は、当金庫およびほかの信用金庫(一部例外があります。)が発行した通帳のみご利用いただけます。
- ※ 他金融機関カードでのお預け入れは、「入金ネット提携金融機関」に限らせていただきます。
- ※ 店舗により、上記稼働時間と異なる場合があります。

キャッシュカード・通帳・印鑑等の紛失・盗難等に関するお問い合わせ

・偽造・盗難カード被害等に遭われた場合

すぐに下記の取引店の受付先にお電話、またはご来店ください。

・通帳や印鑑を紛失したり盗難に遭われた場合

すぐに下記の取引店の受付先にお電話、またはご来店ください。口座から出金ができないよう事故設定を致します。店舗の営業時間外は、「カード通帳盗難紛失受付センター」にてお受けしております。受付時間は下記の表をご覧ください。

ご注意

- ・電子メールでのお届けはお受けできませんのでご遠慮願います。
- ・電話でのお届けは緊急の仮受付となりますので、なるべく早く取引店へご来店いただき、書面による所定のお手続きを行っていただきます。その際お取引印やご本人が確認できる書類、その他の書類が必要な場合がありますので、営業時間内(9:00～15:00)に取引店へお問い合わせください。
- ・通帳・証書・カード再発行や印鑑の変更、発見についても書面による所定のお手続きが必要となりますので、取引店にお電話等でご連絡のうえなるべく早くご来店ください。

曜日等	電話による受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	9:00～17:00	本店・北上駅前支店	0197-63-2307
		藤根支店	0197-73-5231
		西和賀支店	0197-82-2220
		常盤台支店	0197-63-6171
		大堤支店	0197-67-2332
		柳原支店	0197-63-2244
		むらさきの支店	0197-66-3133
		東支店	0197-63-8511
上記以外の時刻(24時間受付)		カード通帳盗難紛失受付センター	0120-793714

当金庫の取扱手数料一覧（2024年6月3日現在）

1. 為替手数料（消費税込）

(1) お振込手数料（1件につき）

ご利用区分	お振込先	手数料
窓口をご利用の場合	当金庫内	550円
	他の金融機関	1,100円
ATMをご利用の場合	当金庫のキャッシュカードをご利用の場合	無料
	他の金融機関	550円
インターネットをご利用の場合（別途ご契約が必要です。）	現金によるお振込みの場合	当金庫内 440円
	他金融機関のキャッシュカードをご利用の場合	他の金融機関 770円
インターネットバンキング（IB） ・ファームバンキング（FB）	当金庫内	無料
	他の金融機関	220円
為替自動振込（事前にお手続きが必要です。）	ご指定の口座から毎回自動で送金するご契約	当金庫内 無料
	他の金融機関	660円

- ※ ATMやインターネットバンキングをご利用の場合の手料金は、窓口をご利用いただく場合よりもお得となっております。
- ※ 障がい者手帳をお持ちの方で、窓口をご利用の場合は、ATMをご利用の場合の振込手数料を適用いたします。
- ※ ATM振込をご利用の場合、振込手数料とは別に当金庫所定のATM利用手数料が必要となります。
- ※ IB、FB振込をご利用の場合、振込手数料とは別に当金庫所定の月額利用料が必要となります。

(2) 給与振込手数料

従業員様の給与受け取り口座が当金庫の場合は、無料です。
従業員様の給与受け取り口座が当金庫以外の場合、給与振込データのお預かり形態に応じて、以下の通り手数料を申し受けます。
なお、お振込データのお預かりと振込資金のご準備は、振込日の2営業日前の午後2時までとしておりますが、それ以降となった場合は、窓口ご利用時のお振込手数料を適用させていただきます。

受取口座	データ持込方法	振込明細提出日	振込資金交付日	手数料
当金庫に開設の口座	給振依頼書持込	振込日の2営業日前の午後2時まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	無料
	FD/DVD持込	振込日の3営業日前まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	
	データ伝送持込	振込日の2営業日前の午後2時まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	
他行庫に開設の口座	給振依頼書持込	振込日の2営業日前の午後2時まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	110円
	FD/DVD持込	振込日の3営業日前まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	
	データ伝送持込	振込日の2営業日前の午後2時まで	振込日の2営業日前の午後2時まで	

※ 賞与振込の場合も給与振込と同様のお取り扱いとさせていただきます。

【上記振込明細書提出日及び振込資金交付日を超えた場合の振込手数料】

データ持込み方法	給与振込手数料
給振依頼書持込	窓口をご利用の場合の振込手数料を適用いたします。
FD/DVD持込	ファームバンキング振込手数料を適用いたします。
データ伝送持込	インターネットをご利用の場合の振込手数料を適用いたします。

(3) 送金小切手による送金手数料（1件につき）

ご送金先	手数料
同一店舗内 普通扱い	無料
当金庫本支店 普通扱い	無料
他の金融機関 普通扱い	660円

(4) 代金取立手数料（1通につき）

お振込先	手数料	
当金庫内 普通扱い	440円	
他の金融機関	電子交換	880円
	個別取立	1,100円

- ※ 「預金小切手プラン」の代金取立手数料は無料です。
- ※ 個別取立とは、電子交換所不参加金融機関の手形・小切手取立や電子交換所による取立ができないなど、個別に郵送対応が必要な場合をいいます。

(5) お振込・ご送金の訂正・組戻にかかる手数料

手数料区分	お振込先	手数料
振込訂正手数料 口座番号・受取人名などを訂正する場合	当金庫内	550円
	他の金融機関	
送金・振込組戻料 お振込を取り消す場合	当金庫内	330円
	他の金融機関	660円

※ ただし、手続き費用等が660円を超える場合は、実費を申し受けます。

(6) その他諸手数料（1件あるいは1通につき）

手数料区分	お振込先	手数料
取立手形組戻料	当金庫内	1,100円
	他の金融機関	
不渡手形返却料	当金庫内	1,100円
	他の金融機関	
取立手形店頭呈示料		1,100円

※ ただし、手続き費用等が1,100円を超える場合は、実費を申し受けます。

2. 預金関連手数料（消費税込）

(1) ATM利用手数料

ご利用カード	利用時間	出金手数料	入金手数料	
当金庫カード	平日	08:00～08:45	110円	
		08:45～18:00	無料	
		18:00～21:00	110円	
	土曜日	08:00～09:00	110円	無料
		09:00～14:00	無料	
		14:00～20:00	110円	
日曜日・祝日	08:00～20:00	110円	無料	

※ 当金庫以外のカードをご利用の場合は、カード種類とご利用時間帯により異なりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

(2) 再発行手数料

項目	手数料
通帳 1冊あたり	1,100円
証書 1枚あたり	1,100円
キャッシュカード 1枚あたり	1,100円

(3) しんきん電子マネーチャージサービス

項目	手数料
15,000円未満	55円
15,000円以上	無料

(4) 資金移動・アンサー取引

項目	手数料	
個人インターネットバンキング（個人IB） （HB、テレバン、オンライン取引を含む）	1か月あたり 無料	
法人インターネットバンキング（法人IB）	オンライン取引のみ（残高照会、資金移動、税金・各種料金支払い）	1か月あたり 1,100円
	オンライン取引＋データ伝送（総合振込、口座振替、給与・賞与振込）	1か月あたり 3,300円
ファームバンキング（FB）	1か月あたり 3,300円	
アンサーサービス（ANSER-VALUX） （FAX接続のみ）	1か月あたり 1,100円	

- ※ FAX接続以外でのアンサー契約における通知照会取引は、無料といたします。
- ※ テレバン（テレホンバンキング）の法人契約はできません。
- ※ HB（ホームバンキング）・テレバン資金移動契約については、複数チャネルからのご利用が可能となります。
ただし、複数のチャネルをご利用になる場合は、チャネルごとに契約が必要となります。
- ※ HB・テレバンにおける照会取引のみの契約は、無料です。
- ※ IBについては、別途前項1.(1)お振込手数料に記載の手数料がかかります。

(5) 地方税納付および付帯物件取次手数料

お振込先	手数料
他の金融機関	1,100円

- ※ 当金庫が指定金融機関または収納代理金融機関となっていない地方税の納付の場合。
- ※ 付帯物件がある振込の場合。
- ※ 振込手数料が別途必要となります。

当金庫の取扱手数料一覧（2024年6月3日現在）

(6) その他預金関連

項目	手数料
小切手帳	1冊あたり 11,000円
手形帳	50枚綴り1冊あたり 11,000円
保護預かり	1か月あたり 110円
貸金庫・小（常盤台支店）	1か年あたり 7,920円
貸金庫・大（常盤台支店）	1か年あたり 10,560円
貸金庫・小（柳原支店）	1か年あたり 9,900円
貸金庫・中（柳原支店）	1か年あたり 13,200円
貸金庫・大（柳原支店）	1か年あたり 16,500円
夜間金庫	1か月あたり 5,500円
摘要入力	伝票1枚あたり 110円
未利用口座管理手数料	1口座あたり/年間 1,320円

※ 未利用口座管理手数料については、普通預金口座（総合口座含む）及び貯蓄預金口座のうち、最後のお取引から2年以上、一度もお取引のない口座が対象です。ただし、該当口座の残高が1万円以上の場合や、借入・定期性預金の取引がある場合を除きます。

3. 両替・現金精査等手数料（消費税込）

(1) 両替・金種指定払戻手数料

両替または払戻の際の紙幣および硬貨の合計枚数に応じて、次の通り手数料を申し受けます。

お取扱い枚数	手数料
20枚以下	無料
21枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円

以降500枚毎に550円を加算します。

- ※ お取扱い枚数は、ご持参した紙幣・硬貨の合計枚数とお持ち帰りになる紙幣・硬貨の合計枚数の、いずれか多い方の枚数となります。
- ※ 同時に複数の両替を依頼される場合は1回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。
- ※ 1万円札は指定枚数に含まれませんが、新券指定の場合は、指定枚数に含まれます。
- ※ 払戻に際して、同一名義または複数名義で一度に複数取引を行う場合は、紙幣・硬貨の合計枚数に応じて、手数料を申し受けます。
- ※ 渉外担当者が依頼を受けた両替及び金種指定払戻につきましても、本手数料を申し受けます。
- ※ 給与・賞与支払資金の払戻は、本手数料の対象外といたします。

(2) 硬貨入金手数料（ご入金・各種払込代金受入）

お取扱い枚数	手数料
100枚以下	無料
101枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円

以降500枚毎に550円を加算します。

- ※ 同時に複数の硬貨入金を依頼される場合は、1回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。なお、同日に複数回のお取扱いがあった場合は、合計枚数に応じた手数料といたします。
- ※ 夜間金庫をご利用のお客さまは無料となります。
- ※ 募金、寄付金、義援金の払込みは、上記手数料の対象外となります。

(3) 両替機での両替（両替機設置店舗のみとなります）

両替機のご利用は、当金庫が発行する「両替機専用カード」または「キャッシュカード」が必要となります。

項目	手数料
両替機専用カード	1か年あたり 26,400円

お取扱い枚数	手数料	
	両替機専用カード	キャッシュカード
100枚以下	無料	200円
101枚～500枚		400円
501枚～1,000枚		800円

- ※ 1回あたりの利用限度枚数は、1,000枚となります。
- ※ キャッシュカードの場合は、1日あたり1回のみのご利用となります。

(4) 汚損した現金および記念硬貨の交換

汚損した現金および記念硬貨の交換の場合は、従来どおり無料とさせていただきます。なお、この交換は、最低枚数金種または同等の金種での両替となります。

4. 融資関連手数料（消費税込）

住宅ローン取扱手数料（保証付）		融資実行額×2.2%（不課税）		
住宅ローン取扱手数料（保証無）		110,000円		
しんきん保証基金付無担保住宅ローン取扱手数料		5,500円		
保証会社付新型きたしん住宅ローンで固定金利を選択した場合（当初固定金利選択時は除く）		33,000円		
不動産担保取扱手数料	◎新規設定の場合			
	住宅ローン以外の担保権の場合	担保権1億円未満	22,000円	手数料は担保権の金額により異なります。登記簿謄本、公図、登記費用等は含まれません。別途実費負担となります。
		担保権1億円以上	44,000円	
		営業地区外1件につき	設定手数料+33,000円	他に旅費、交通費等は依頼人負担となります。
	◎変更の場合			
	住宅ローンの担保権の場合	5,500円	抵当（根抵当）権の変更は担保の一部解除、差替、追加、債務者の変更、極度額の変更、順位変更等です。変更の都度手数料をお支払いいただきます。	
住宅ローン以外の担保権の場合	11,000円			
証書貸付条件変更手数料		11,000円	返済方法の変更、期限の変更、債務者の変更、保証人の変更（死亡時除く）	
返済予定表再発行手数料		550円	紛失時のみ。	
繰上償還手数料 証書貸し付けが対象となります。繰り上げ償還の都度手数料をお支払いいただきます。 ※令和4年4月1日以前の保証会社付新型きたしん住宅ローンについては契約当時の「変動金利・固定金利選択型利用のご案内」に基づいてお支払いいただきます。				
保証会社付新型きたしん住宅ローン	◎一部繰上償還	返済元金×1%（不課税） ※下限は30,000円（不課税）		
	◎全部繰上償還			
	収益物件貸出	◎一部繰上償還 ◎全部繰上償還	返済元金×1%（不課税）	
上記以外	◎一部繰上償還 ◎全部繰上償還	11,000円		
事業者カードローン発行手数料		3,300円		

5. 証明書発行手数料（消費税込）

項目	手数料	
残高証明書	継続発行（毎月）1通あたり	440円
	継続発行（不定期）1通あたり	880円
	都度発行1通あたり	1,100円
	英文定型発行1通あたり	1,650円
	所定用紙以外1通あたり	2,200円
支払利息証明書	1通あたり	880円
取引履歴証明書	過去15年まで	2,200円 +用紙1枚につき22円
取引履歴証明書	過去15年超	22,000円 +用紙1枚につき22円
融資証明書		11,000円
住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書		無料

※ 所定用紙以外での発行および英文定型用紙での発行につきましては、手書きで対応となります。

6. 株式および出資金払込取扱手数料（消費税込）

項目	手数料
株式および出資金払込取扱手数料	取扱金額の1,000分の1.10 および 受付票1通につき3,300円

7. 個人情報開示等手数料（消費税込）

項目	手数料
利用目的通知手数料	1通あたり 550円
個人情報開示手数料	1通あたり 1,100円

8. 信託契約事務にかかる取扱手数料（消費税込）

項目	手数料
相続信託、暦年信託 新規契約	1契約あたり 33,000円

※ 追加、中途解約は無料といたします。

注1. ご不明な点がございましたら、窓口にお問い合わせ下さい。
注2. 手数料についての減免措置は原則行いません。

以上

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づくディスクロージャーの記載事項

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	ページ	
①事業の組織	12	
②理事・監事の氏名及び役職名	13	
③会計監査人の氏名又は名称	18	
④事務所の名称及び所在地	40	
2. 金庫の主要な事業の内容 12		
3. 金庫の主要な事業に関する事項		
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4	
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		
①経常収益	4	
②経常利益又は経常損失	4	
③当期純利益又は当期純損失	4	
④出資総額及び出資総口数	4	
⑤純資産額	4	
⑥総資産額	4	
⑦預金積金残高	4	
⑧貸出金残高	4	
⑨有価証券残高	4	
⑩単体自己資本比率	4	
⑪出資に対する配当金	4	
⑫職員数	4	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		
①主要な業務の状況を示す指標		
ア. 業務粗利益、業務粗利益率及び業務純益	21	
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及び その他業務収支	21	
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び資金利ざや	22	
エ. 受取利息及び支払利息の増減	22	
オ. 総資産経常利益率	21	
カ. 総資産当期純利益率	21	
②預金に関する指標		
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他預金の平均残高	23	
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその 他の区分ごとの定期預金の残高	23	
③貸出金等に関する指標		
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高	23	
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	23	
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び 債務保証見返額	23	
エ. 用途別の貸出金残高	24	
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の 総額に占める割合	24	
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	24	
④有価証券に関する指標		
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	25	
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	25	
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	26	
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	26	
4. 金庫の事業の運営に関する事項		
(1) リスク管理の体制	36	
(2) 法令等遵守の体制	37	
(3) 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況	7～10	
(4) 金融ADR制度への対応	38～39	
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	17～18	
(2) 金融再生法開示債権の状況	28	
(3) 自己資本の充実の状況	29～35	
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益		
①有価証券	26	
②金銭の信託	27	
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	27	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	33	
(6) 貸出金償却の額	24	
(7) 会計監査人の監査報告	18	
(8) 報酬等に関する事項	13	
(9) 財務諸表の適正性に係る内部監査の有効性確認	13	
6. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項 4、13		

関連団体 ～信用金庫業界の関連団体のご案内～



信金中央金庫

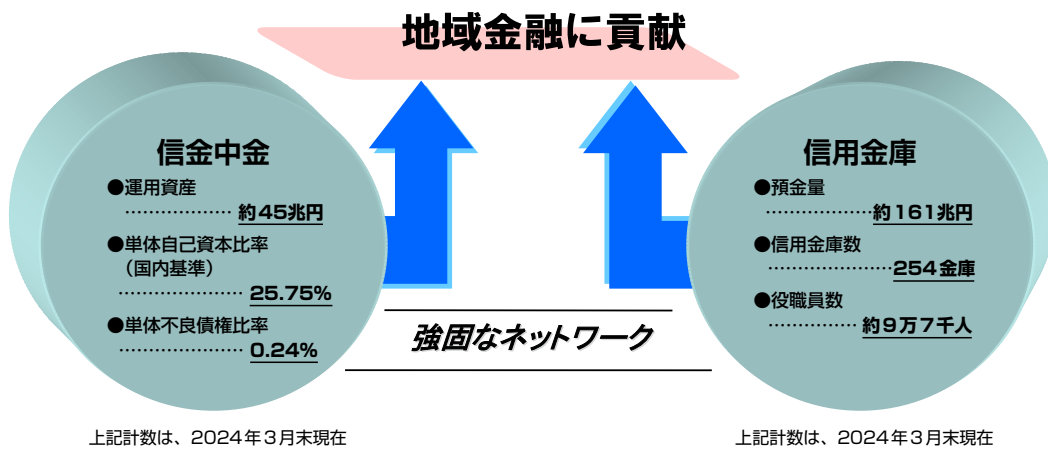
～信用金庫のセントラルバンク～

Shinkin Central Bank

信金中央金庫（信金中金）は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」として1950年に設立されました。

信金中金は、信用金庫の業務や経営にかかるサポートのほか、信用金庫業界の資金運用機能などを有しております。

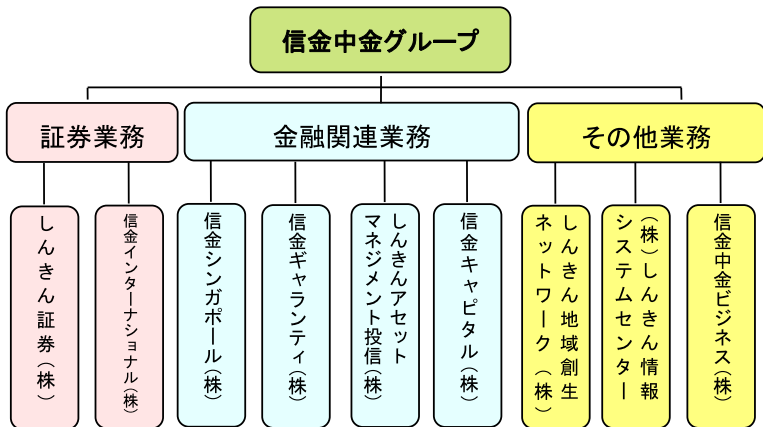
信金中金の2024年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて**約34兆円**にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



信用金庫の業務にかかるサポート	信用金庫の経営にかかるサポート	信用金庫業界の資金運用
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート 個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート 地域創生やフィンテックの活用など 	<ul style="list-style-type: none"> 信用金庫の資産運用・リスク管理のサポート 信用金庫向け金融商品の提供 信用金庫の業務効率化のサポート 信用金庫の経営課題の解決サポート 	<ul style="list-style-type: none"> 信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

邦銀トップクラスの格付



格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング(S&P)	A
格付投資情報センター(R&I)	A+
日本格付研究所(JCR)	AA

2024年3月末現在



〒024-0094 岩手県北上市本通り一丁目5番30号
TEL0197-63-2307 (代)
ホームページアドレス <https://e-shinkin.net/>